



全報

NO. 35

社団法人 全国建設機械器具リース業協会

KOBELCO

ハンドルポスト1本の簡単操作。超フラットな荷台。
邪魔物がないから、長尺物も苦もなく運べる「ノーマルカート」。
その上、電源車としても活躍する「パワーカート」。
省カマシンの開発で話題を呼ぶコベルコの新作は、一挙2タイプ登場の、
この「カートマン」。これなら仕事はかどると、日本中、
ふたたび「待ってました」の声しきりです。

カートマン。使いやすさ。



多目的運搬車
Cartman

《ノーマルカート》	SU 30	最大積載量 300kg
	SU 50	最大積載量 500kg
《パワーカート》	SG 32	最大積載量 300kg 発電機出力 2.0kVA
	SG 52	最大積載量 500kg 発電機出力 2.0kVA
	SG 54	最大積載量 500kg 発電機出力 3.7kVA



●パワーカートは、発電機付(100V・200V両用)。
コンプレッサ 投光機 高圧ポンプ 生コンミキサ
など各種作業機器の駆動兼電源車として使えます。

神鋼コベルコ建機

本社 〒150 東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号 TEL.03-3797-7113 (省力型建機室)
●北海道支店 TEL.011-862-3433 ●東北支店 TEL.0223-24-1141 ●北関東支店 TEL.0273-52-1170 ●東京支店 TEL.0473-28-7111
●南関東支店 TEL.045-521-2681 ●北陸支店 TEL.0762-76-2331 ●中部支店 TEL.052-603-1201 ●近畿支店 TEL.06-419-8866
●中国支店 TEL.0824-23-2711 ●四国支店 TEL.0878-74-2111 ●九州支店 TEL.092-503-4111 (お問い合わせは最寄りのSS係まで)

クボタ

第3回 世界陸上競技選手権大会
TOKYO '91
クボタは、オフィシャルサプライヤーです。

超小旋回の腕。

先進メカトロ機能をフル装備して、
都市にデビュー。

わずかなスペースでも旋回は自在。スリムなボディに先進機能を満載。低騒音ながら驚くほどのパワフル設計。これはもう、都市にも人にもやさしい、小さな巨人です。

AR-20	AR-30
■バケット容量/0.05m ³	■バケット容量/0.08m ³
■最小旋回半径/700mm	■最小旋回半径/790mm
■機械重量/2400kg	■機械重量/3200kg
■エンジン出力/25ps	■エンジン出力/29ps

クボタミニバックホー (超小旋回機)
アセアードAR シリーズ



ASSEADO

快力快走の脚。



ASSEADO

RA500
■バケット容量/0.50m³ ■機械重量/3150kg ■エンジン出力/40ps ■常用荷重/850kgf

クボタホイールローダ アセアード

逞しさも、優しさも、パワーアップ。
不整地・軟弱地にデビュー。
人気のクボタ・ホイールローダに、ひとクラス上のRA500が加わってシリーズ充実。余裕ある作業能力、抜群の安定性、低騒音・低燃費設計で、土木建設から畜産・酪農、農業土木、造園までフィールドを選びません。



ニコル・ローワン(株式会社クボタ所属)
'89 ドライビング女王コンテスト初代チャンピオン
'91 第3回 ドライビング女王コンテストチャンピオン
'90よりJLPGAツアー参加、現在活躍中。

クボタエースギア 建設機械 Hu-Tech 株式会社クボタ

●カタログのご請求、およびお問い合わせは、本社建設機械営業部 ☎556-91 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 ☎06(648)2103 東京本社建設機械営業部 ☎103 東京都中央区日本橋室町3丁目1番3号 ☎03(3245)3623 本社建設機械営業部 ☎06(648)2070 東京本社建設機械営業部長野駐在 ☎0262(85)4245 本社建設機械営業部金沢駐在 ☎0762(75)1121 北海道クボタ建設 ☎011(377)5511 東北クボタ建設 ☎022(384)2144 中部クボタ建設 ☎0586(73)1255 中国クボタ建設 ☎0823(72)1500 四国クボタ建設 ☎0877(86)3535 福岡支店 ☎092(606)3161

建設・土木機械レンタルシステム「ローネッツ」

RONETS

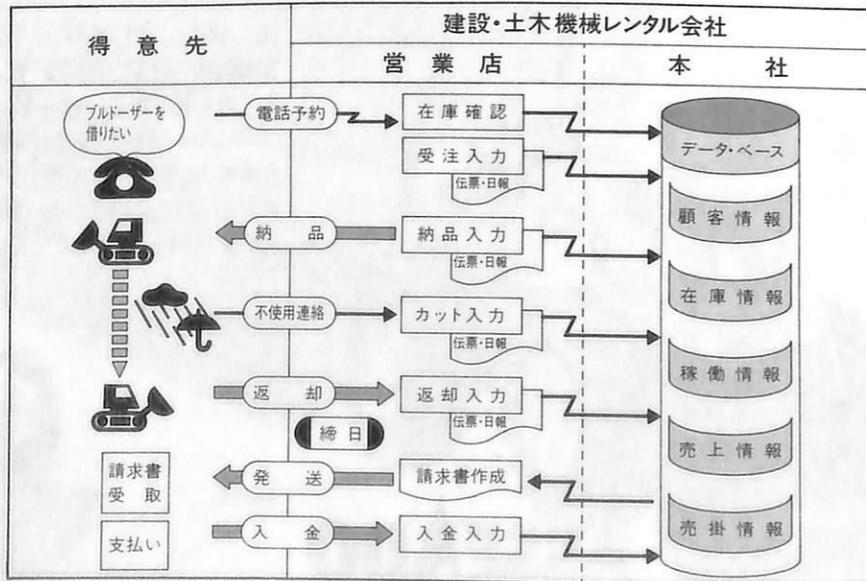
[Rental Online Network Total System]

『ローネッツ』は、コンピュータにより建設機械レンタル業に係る事務処理の合理化と顧客サービスの充実を主な目的として開発したオンライン対応ソフトウェア・パッケージです。

『ローネッツ』導入の効果

- 事務処理の合理化と標準化**——事務処理の合理化により定例業務の時間短縮、また営業店毎に異なる業務の流れを標準化することができます。
- 顧客サービスの充実**——リアルタイムな各種情報により顧客の問い合わせに正確、迅速な対応ができます。
- 売上促進の各種情報を提供**——リアルタイムな各種情報により売掛金の回収率や機械の稼働率を高め、また営業力の強化を図ることができます。
- SIS(戦略情報システム)指向**——『SIS』を実現するための思考を盛り込んだ基本パッケージ・システムです。
- システムの拡張**——ユーザーのニーズによりシステムの拡張ができ、高度なシステムへと成長する『ローネッツ』です。

『RONETS』業務(例)概略図



※「RONETS」は、株式会社レントと共同開発したシステムであり、順調に稼働しております。

ソフトウェアハウス



通産省 SI企業 登録・認定

お問い合わせ先

- 池袋事業所** 〒170 東京都豊島区東池袋4-24-3 協栄生命池袋ビル7F
電話(03)5391-2700(代表) FAX(03)5391-2709
- 札幌支店** 〒060 札幌市中央区北3条西1-1 サンメモリア第一生命ビル7F
電話(011)271-7411(代表) FAX(011)222-0397
- 福岡営業所** 〒812 福岡市博多区博多駅前1-12-5 博多大島ビル6F
電話(092)472-3931(代表) FAX(092)475-0177

会報

(社) 全国建設機械器具リース業協会

No.35 平成3年7月

目次

- 巻頭言** 第2次構造改善への協力を 小保 實 4
- リース・レンタル建設機械の安全確保 後藤 勇 5
- 機械リース業の構造改善に寄せて 吉井 一弥 6

- 特集** 経営戦略化ビジョンの概要 8
- 労働時間の短縮について 12

- 平成3年度建設省関係予算の概要 16

- Up to date** 建設産業における労働時間短縮に関する調査の概要 26

- 回想録** 「建設機械器具賃貸業管理技術者試験」講習の講師を担当して 新田 四郎 27

- インタビュー** リース会社への要望と期待 28

- 支部だより** タイ、マレーシア研修旅行について 九州建設機械器具リース業協会 北野 富也 30

- 厚生年金基金ご加入のおすすめ 32
- 全国建設機械器具リース業厚生年金基金●

- One page 知識メモ** リースとレンタルは「夫婦別姓」!? 38

- 協会だより** 1. 建設機械器具賃貸業管理技士について 39
- 2. 可搬形発電機整備技術者について 39
- 3. 第2次構造改善について 39

- 協会支部名簿** 40

- 人事異動** 建設省 41

- 編集後記** 42

☆新誌名を募集中です!

表紙/森(独・シュヴァルツバルト);撮影 長島義明/世界文化フォト

第2次構造改善事業への協力を

社団法人 全国建設機械器具リース業協会 会長 小俣 實

昨年の秋、減速軌道をたどっていた景気は、消費を中心に復調を示しており、内需主導で安定的な成長を続ける可能性が、色濃く成って参りました。そして、戦後最長と言われる「いざなぎ景気」を超えるであろうという見方が、一際、目につくように成りました。また、建設業界は、堅調な伸びが予想され、今後しばらくは好調が続くと言われておりますので、大変に心強い限りでございます。

去る5月30日、第18回の総会は、協会事務局から至近距離にある山の上ホテルに於て、盛大のうちに恙なく終了させて頂きました。当日は、御多用の中、建設省をはじめ、各方面の御来賓の御出席を頂きました。

御案内のように、昨年は、「建設機械器具賃貸管理技士」の試験制度が、「建設機械器具賃貸に関する知識及び技術の向上を図る上で奨励すべきものである」として建設大臣の認定を頂き、新たな実施要領で出発をいたしました。

時間的な制約もあり、まだまだ充分に、内容が浸透されているとは思いませんが、建設省の御指導の基、この試験制度の普及と、管理技士の社会的地位の向上を図るべく、全力を注いで参りたいと思っております。

当然、「可搬形発電機整備技術者」の認定事業も管理技士試験制度と同様の観点から、最重要事業として推進して参ります。

いよいよ、本年は、第2次構造改善事業が、10月からスタートする予定です。本年3月、協会が発表いたしました「建設機械器具賃貸業の経営戦略化ビジョン」にもとづきまして、現在、第2次計画の策定作業を進めている処であります。会員の内、相当部分（おおむね1/2以上）の参加が求められておりますので、洩れなく御参加をお願い致します。

さて、今回、総会に於て強くお願いをした

事柄がございます。調査票の提出についてのお願いですが、昨年は、建設省と協会が、「構造改善計画の書面調査」と「リース・レンタル機械の情勢調査」の二つの調査を行いました。が、「書面調査」に比べ、「情勢調査」の提出率が大変に低調でありました。

その為、調査目的の基礎資料にするには、余りにも不十分であり、建設省の期待に添うことが出来ず、残念な結果に終わりました。

協会としてもPRの足りなかったことに対し、十分に反省をしておりますが、国が、建設機械器具賃貸業の施策を進めるためには必要なものでありますので、今後は特別の御注意を頂いて、必ず御協力をお願い致します。

最後に、建設産業に於ける労働時間の短縮について述べますが、昭和62年、週40時間労働制（完全週休2日制に対応）に向けて、法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする労働基準法の抜本的改正が行われ、昭和63年4月1日より施行されたことは、御案内のとおりであります。

法律上の労働時間は、週40時間ですが、政令により、当面は週46時間として、3年後、つまり、今年の4月1日から、週44時間に移行するとの内容でありました。建設業者は、殆んどについて、2年間の猶予が与えられておりますが、平成5年4月1日からは猶予がなくなります。

建設省では、「建設産業の労働時間短縮推進キャンペーン」を実施しており、建設産業界に労働時間の短縮を浸透させる運動を展開しております。

そこで、協会では、総務委員会に於て討議中ではありますが、出来るだけ早く、協会としての方針を決定して、会員の方々に提言をして参りたいと思っております。

リース・レンタル建設機械の安全確保

建設省建設経済局建設機械課長 後藤 勇

来るべき成熟化社会に向けて住宅・社会資本のストック形成が急がれるなか、平成3年度の建設投資も86.6兆円に達するとの見通しがなされるなど、建設工事が活況を呈しているところでもあります。一方、建設工事に係る最近の重大事故発生を契機に従来にも増して事故防止対策の充実・実行が求められております。これら事故の遠因としては、重層化する施工体制のなかでの役割分担の変化、熟練労働者の不足や高齢化、あるいは現場技術軽視の風潮の中での技術力の低下など様々に取りざたされておるところであります。特に建設機械が関係する事故はひとたび発生すると人身事故を伴う重大なものとなる傾向にあります。また、近年は建設機械も使用者自身が保有するものからリース・レンタルにより確保するものに次第に移行し、たとえば、(社)日本土木工業協会の調べでは会員の工事において下請けも含めた各機種毎の平均では40%を超える比率となっております。リース・レンタルの建設機械については使用者が特定されておらず、個別の機械の癖や履歴をオペレーターが把握しづらい面もあり、機械自体の安全確保については特段の対策が求められているところでもあります。具体的には、運転操作に迷いのない機械であって、必要な保護装置が装備されているなど構造的に安全な機械。また、機械故障による事故を未然に防止されるよう十分な点検整備が行われている機械が供給されることが安全確保の要かと思われま

す。建設機械の構造面では、より安全な機械の導入普及に関し建設省においても建設技術開発会議に「建設機械のユーザー仕様高度化推進専門部会」を設け、快適で安全な使いやすい建設機械の望ましい仕様の審議をしていた

だいておりますが、長年の懸案事項であったバックホウの標準操作方式がさきごろ提示され、平成3年度からはクレーンの操作方式の検討がなされる予定でありますし、クレーンや杭打機の転倒防止対策について重点的に検討を進めることとしております。これらの安全対策方機械の導入については、所定の準備期間を設け順次施工現場への普及を図ってゆく方針であり、リース・レンタル関係各社におかれましても率先して取り組まれることを期待いたしております。

また、点検整備の充実に関してはリース・レンタル側が責任をもって統一的に実施されることにより、自社持ち機械よりも一層の安全向上を期待できる面もあるかと思われま

す。したがって、リース・レンタルの建設機械につきましては、建設機械器具賃貸業管理技士を活用されて機械を十分に管理し、安全上、信頼性の高いものが供給されるよう一層のご努力をお願いするとともに、貸与先においても適正な使用と的確な整備がなされるよう指導され、場合によっては一部で実施されているよう自ら使用先において点検整備を実施することなども有効な手段であると考えております。

施工の省力化、合理化を目指した機械化施工なしには工事の施工が不可能となっているなか、建設機械を使う建設工事の安全確保については、建設機械の使用者はもとより、建設機械の供給者、工事の発注者いずれもが安全確保についてそれぞれの立場で認識を深め適切に対応する必要があります。全国建設機械器具リース業協会ならびに建設機械のリース・レンタル関係各社におかれましても、これまで同様、積極的に安全対策を推進されることを期待するものであります。

機械リース業の構造改善に寄せて

建設省建設経済局建設振興課長 吉井 一弥

3月14日の広島の新交通システムの事故、続く16日の立川市での杭打ち機の事故など、このところ建設業の事故が大きな問題となっています。

近年、年間の労働災害による死亡者数は大体2,500人くらいで、そのうち建設業関係が約1,000人というところであります。

建設省も労働省と協力して、いろいろと通達を出したりしておりますが、よく見ると20年ほど前に出した通達とほぼ同じ内容であることに驚かされます。それに対応して、業界において行われている対策も昔からあまり変わっていないようであります。

安全対策について行うべきことは昔から決まっているというのなら、それはそれでいいのですが、事故が減っていないのは、そのわかっていることが実行されていないことになります。

安全対策も、そして最近声を大にして進めている建設業の構造改善も、やるべきことはわかっているにもかかわらず、なかなか実現が難しい大きな課題であり、それだからこそ粘り強く取り組んでいかなければならない問題であります。建設業の仕事の性格そのものからくる問題も多く、その解決は容易ではありませんが、関係者の英知を結集して当たっていかねばなりません。

容易に方向転換や問題解決のやりにくい建設業ではありますが、徐々に変わっているし、また変わらなければなりません。

リース業の発展は、建設業の変化の一つであります。

産業構造においてソフト化、サービス業化は大きな流れではありますが、建設業においてはリース業の発達はその一つの表れと云ってよいと思われれます。リース業の成長は、建設

業者から建設機械の保有を解放し、建設業の経営合理化に大きな役割を果たしてきました。今後とも、建設機械器具賃貸業それ自体の発展はもちろんでありますが、さらに、建設業からの要望に的確に応え、建設業の発展のためにも貢献するよう期待するところであります。

(社)全国建設機械器具リース業協会では業界の体質改善を目指し、中小企業近代化促進法に基づいて昭和59年度から第1次の構造改善事業を実施してきています。

さらに今年度から、第2次の構造改善事業に取り組むこととし、その基となる経営戦略化ビジョンがすでに作成されていますが、そこにも述べられているように建設機械器具の専門家として、アフターサービスを含め、良質で安全な機械器具の提供に万全を期してもらいたいものであります。

構造改善計画も、経営戦略化ビジョンも作り上げていく過程での関係者の御苦勞は大変なものであります。かねてより構造改善に取り組まれてきたリース業協会の努力に、心より敬意を表したいところであります。

現在日本の産業界を通じて最大の問題は、人手不足で、建設機械器具リース業もその例外ではありませんが、建設業界全体にとっても問題は深刻であります。あと4、5年で労働年齢人口が減少に転じ、働き手が年々減っていくというこれまで経験したことのない時代に突入することとなります。

建設業においてもいかに少ない人数で、しかもそれほど熟練していない労働者で、今後ますます増大する仕事に対応して行くかを真剣に考えていかなければなりません。

建設業の生産システムも、そのような労働者の状況を踏まえて新しい形を作り上げてい

かなければなりません。建設機械器具リース業においてもメーカーとユーザーの繋ぎ役として機械器具の改善に役割を果たしたり、機械器具使用に関するコンサルタント的な業務を行うなど、機械の専門家として、安全で効率的な建設事業の推進に大きく貢献されるよう望みたいものであります。

昨年、建設大臣認定の制度となった建設機

械器具賃貸業管理技士の資格についても、大いに活用され機械リース業の発展の一助になれば幸いです。

長期の好景気と人手不足のこの時期において、機械リース業が構造改善を成し遂げ、さらなる発展を遂げられることを期待しております。

経営戦略化ビジョンの概要

I 実態調査報告書

実態調査報告書は、平成2年8月実施の実態調査の際に会員企業より回答いただいた平成2年3月末のデータに基づき作成した。

長期にわたる平成景気、超金融緩和の経済情勢を反映して、調査結果にはさまざまな特徴がみられる。例えば、業績的には増収、増益と好調であったが、人手不足に直面し、とりわけ整備員、営業員の不足は深刻な状態であり、また、旺盛な設備投資の結果、流動負債が相対的に大きくなっているなどである。

1 経営について

- (1) 建設機械器具賃貸依存度の今後の予測であるが、平成元年度における大手建設業者(26社)の建設機械器具賃貸依存度は40.7%であり、今後引き続き増加が予測される。
- (2) 企業の経営規模については、個人企業と資本金1,000万円以下の階層で59.3%と過半に達し、従業員規模で50人以下の階層で88.4%を占め、中小規模の業者が過半を占める。
- (3) コンピュータの導入状況については、全体の62.6%が導入しているが、事務処理の活用が多く、原価管理など計数管理資料を作成し、経営計画に反映させている企業は少ない。

2 財務管理について

- (1) 前年度に比べて、賃貸機器の充実、土地の取得などにより大幅に資産規模が拡大しており、それによる手形振出しが多く、流動負債が相対的に大きくなっている。自己資本は金額的には増加したが、全体の資産規模が拡大したため、自己資本比率が低下している。
- (2) 経営成績については、
 - (イ) 企業全体(兼業部門含む)の損益状況をみると、売上高は、対前年比119.1%、経常利益120.5%と増収増益である。
 - (ロ) 賃貸業部門の損益状況をみると、売上高は対前年比121.3%、経常利益127.8%の伸長で、各勘定科目とも順調な伸びを示している。
 - (ハ) 経営分析については、総資本回転率や賃貸機器の回転率が非常に低率であり、そのために総資本経常利益率や賃貸機器の投資効率などが著しく低くなっている。

3 機械設備について

- (1) 半数以上の企業が保有している主要機械は、掘削機・積込機、締固め機械、溶接機、ポンプなど汎用性の高い機械である。
- (2) 経過年数別保有状況をみると、全体的に5年未満のものが80%を超えている。掘削機・積込機、高所作業機など、新規開発機にこの傾向が顕著で、需要者サイ

ドの強いニーズが反映されている。

4 受注および取引について

- (1) 「メモまたは口頭」が過半数を占め、受注契約の締結が不完全である。
- (2) 支払い段階の値引き要求、日祝祭日、雨天に対する差引き要求が常態化している。

5 従業員の労務・福祉対策について

- (1) 従業員の動向
 - 1 企業当たりの平均人数は22.2人、平均年齢は37.6歳である。
 - 従業員不足状況は全体の約75%が不足を訴え、職種別不足状況を見ると、最も不足しているのは「整備員」61.7%、次いで「営業員」54.9%である。
- (2) 労働条件
 - 月額所定内賃金は、全体平均28万4,000円
 - 週所定労働時間は、全体平均46.3時間
 - 週所定時間外労働時間は、月43.4時間
 - 週休2日制の実施状況は、

「実施している」	42.6%
「実施していない」	55.6%
 - 週休2日制の実施形態は、

「完全実施」	1.8%
「隔週実施」	9.4%
 - 週休2日制の実施回数、

「月2回実施」	29.4%
「月1回実施」	43.1%
- (3) 従業員確保、定着対策(複数回答)

週休2日制の採用	46.3%
時間短縮	42.9%
福利厚生施設の充実	34.6%
資格昇進制度の確立	22.1%

II 建設機械器具賃貸業のビジョン

実態調査を踏まえ、建設機械器具賃貸業の将来像と、それを達成するための方策は下記のとおりである。

1 将来像の基本的方向

- (1) 建設機械器具賃貸業のめざすべき方向は、「活力と魅力に溢れた業界づくり」である。それにはユーザーに対し良きパートナーとなることをめざして、責任管理体制を確立することが必要である。そのためには、次の点を充実強化しなければならない。
 - (イ) 最適な機械器具計画の立案
 - (ロ) 良質で安全な機械器具の提供
 - (ハ) 機械器具の提供時における安全指導の徹底
 - (ニ) 操作ノウハウ、取扱い指導などサービスの提供
- (2) 建設機械器具賃貸業の平成7年度における市場規模は、建設投資の今後の伸長予測に基づく推計によれば、9,500億円が見込まれる。
- (3) 建設機械器具賃貸業の適正規模については、今回の実態調査をみると、責任管理体制を達成するためには、賃貸売上高3億円～4億円が必要である。したがって、建設機械器具賃貸業の適正規模を3.5億円以上とする。これは、会員企業が平成7年度までに構造改善事業を進め、達成する目標値となる。

2 ビジョン達成のための具体的方策

ビジョン達成のための具体的方策については、次ページの「建設機械器具賃貸業第2次構造改善のメニュー」にまとめたとおりである。

建設機械器具賃貸業第2次構造改善のメニュー

目的	(社)全建リース協及び支部の事業	皆さんの企業及びグループの活動
経営体制の確立と合理化	1. 経営意識の変革 (1) 経営者・管理者の研修、講習の実施 (トップマネジメントの意識変革をはかる)	参加 経営基本方針の設定
	2. 産業としてのアイデンティティの確立 (1) 業界イメージの推進委員会設置	参画、提案、実施
	3. 経営計画の作成 (1) 経営計画作成の指針策定 (2) 経営計画作成のための講習会実施	中・長期経営計画の作成 参加
	4. 活力ある経営組織の確立 (1) モデル規定の作成 (2) セールスエンジニア育成のための研修会実施	社内諸規定の制定と組織の確立 参加
	5. 経営診断の実施 (1) 経営診断の受診斡旋	経営診断の受診
	6. 公的助成制度の周知徹底	活用
経営効率の向上	1. 経営比率の提供 2. 情報交換ネットワークの研究検討会	経営体質の強化 賃貸機器の効率的運用、参画
情報化の推進	1. コンピュータの導入・活用の推進と人材育成 (1) コンピュータ活用の指導・斡旋 (2) 研修会の実施 (3) コンピュータソフトの調査研究	導入、活用 参加 参加、活用
	2. 業界関係の情報を提供するシステムづくりの研究会開催	参画、活用
機械設備の整備近代化の向上	1. マーケティング情報の提供 マーケティングデータの収集分析、及び提供 (共同マーケティング)	設備投資計画の作成
	2. 新機種、新工法の研究、開発、改良 (1) 建設機械の新機種、新工法の研究、開発、改良のための技術委員会の開催	問題点提起、改善提案
	3. 整備水準向上のためのマニュアル作成 (ガイドラインづくり)	整備技術、整備方法の確立
	4. 業務提携・協同組合による共同事業の推進	モータープール・整備工場の相互利用 機械器具の相互利用 共同輸送体制の推進 共同モータープール、共同整備工場の設置 特殊機械、大型機械の共同保有

目的	(社)全建リース協及び支部の事業	皆さんの企業及びグループの活動
取及び競争の改善	1. 原価管理の徹底 (1) 賃貸原価・積算方法についての研究、普及	損料算定表評等の採用・賃貸価格の整備及び原価管理の推進
	2. 文書による契約の推進 (1) 「建設機械等レンタル標準契約書」の普及 (2) 「建設機械等レンタル簡易契約書」の作成・普及	文書による契約の実施 「建設機械等レンタル標準契約書」の採用 「建設機械等レンタル簡易契約書」の採用
従業員の確保と人材育成	1. 人事制度の研究・普及 (1) モデル給与体系の作成 (2) 人事制度確立のための研修会実施	人事制度の確立 参加
	2. 労働条件改善の指導 (1) 労働条件改善指針の作成	労働条件の改善 (労働時間短縮、週休2日制など)
	3. 福利厚生の実施推進 (1) 厚生年金基金資金活用の指導 (2) 厚生施設設置の検討 (3) 社会保険等への加入促進	提携している厚生施設の活用 社会保険・労災保険の加入 上のせ労災保険の加入 厚生年金基金加入 退職金制度の確立と充実
	4. 採用活動の改善 (1) 業界PR用パンフレット作成	募集用会社案内の作成 積極的な募集活動の展開 活用
	5. 人材育成と技術・技能の向上 (1) 建設機械器具賃貸業管理技士講習会の実施 (2) 可搬形発電機整備技術者講習会の実施 (3) 建設機械整備技能士等の資格取得の促進 (4) (財)建設産業教育センターの活用	資格取得 資格取得 建設機械整備技能士の資格取得 特定自主検査(検査業者)検査者の資格取得 定期自主検査(事業内)検査者の資格取得 活用
女性・高齢者の活用	1. 女性、高齢者活用の研究会の開催	参加、活用
労働安全衛生管理体制の整備	1. 労働安全衛生に関する講習会の実施	参加 労働安全衛生担当者の配置と担当者による社内研修 建設機械器具の提供時における安全指導の徹底

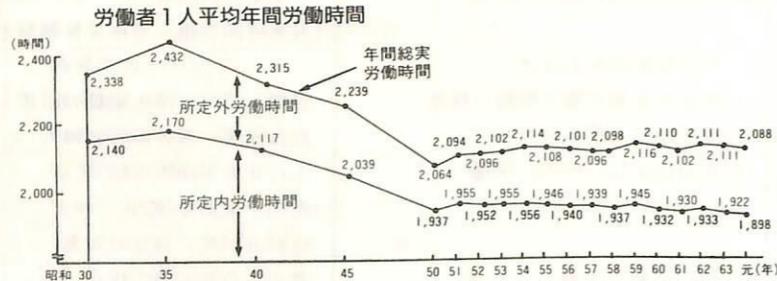
労働時間の短縮について

1 労働時間の現状は

(1) 労働時間の推移

労働時間の推移は、どうなっているか説明しましょう。

労働時間は、昭和35年の2,432時間をピークにその後高度成長期を経て、わが国の労働時間は大幅に短縮されました。昭和50年以降はほぼ横ばいで推移しており、最近では好景気も影響して、所定外労働時間は増加傾向にありますが、所定内労働時間は平成元年に初めて1,800時間台になりました。



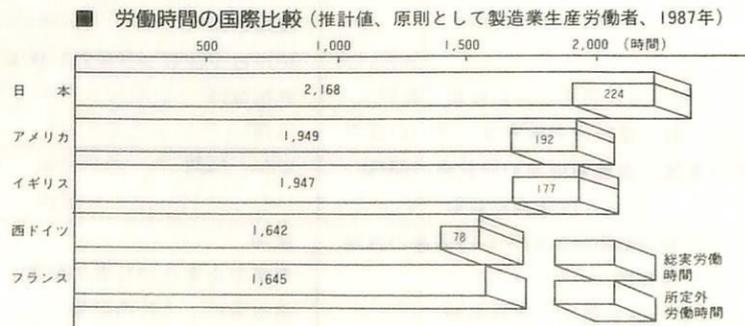
資料出所：労働省「毎月労働統計調査」
 (注) 1. 調査産業計、事業所規模30人以上、2. 昭和30、35、40年はサービス業を除く。
 3. 年平均月間実労働時間を12倍したものである。

(2) 諸外国との労働時間の比較

では、諸外国との労働時間の比較をしてみましょう。

昭和62年のわが国の年間労働時間を、欧米主要国と比べてみると、統計の取り方に

違いはありますが、アメリカやイギリスと比べて約200時間、西ドイツ、フランスに比べてみると約500時間も長くなっています。「働き過ぎ日本」と批判される所以です。



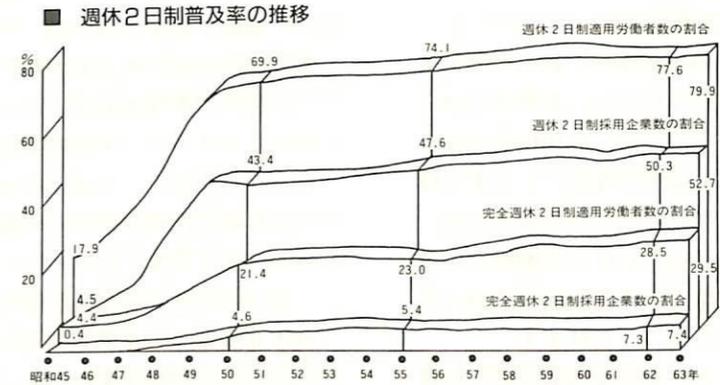
資料出所：EC及び各国資料
 労働省労働基準局資金時間部労働時間課推計
 (注) フランスの所定外労働時間は不明である。

(3) 週休2日制普及率の推移

次に、週休2日制の普及率を見てみましょう。

何らかの形の週休2日制は、昭和40年代

に急速に普及し、その後多少ずつですが上昇しています。昭和63年には52.7%の企業が実施し、過去最高の普及率となりました。



資料出所：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」

ただし、企業規模別に見ると、大企業になるほど普及率が高くなっていますが、小

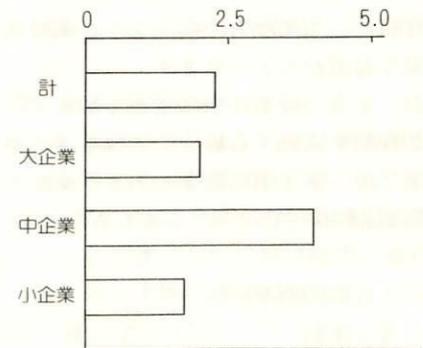
企業での週休2日制普及率は50%にも達していません。

何らかの週休2日制企業数割合

企業規模	企業数割合		前年差 (ポイント)
	昭和62年	昭和63年	
計	50.3	52.7	2.4
大企業	93.3	95.4	2.1
中企業	68.6	72.8	4.2
小企業	41.7	43.4	1.7

注) 「大企業」—常用労働者1,000人以上の企業。
 「中企業」—常用労働者100-999人以上の企業。
 「小企業」—常用労働者30-99人以上の企業。

企業数割合の前年差 (ポイント)



資料出所：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」

2 労働時間短縮の問題点

(1) 同業他社との関係

同業他社との競争関係、関連企業、取引先との関係等各企業における経営者には、

横並び意識等があって、独自に労働時間短縮を進めることは困難である、といった意識が非常に強いようです。

(2) 中小企業における問題

労働時間短縮は、「週休2日制の普及率」や「総労働時間」等を大企業と中小企業で比較して見ると大企業ほど進んでおり、中小企業との格差が相当あることがわかります。

中小企業は、財政基盤が一般的には大企業ほど充実していないため、業務多忙時に従業員を採用することや、設備投資を実施して生産性を高める等の施策にも自ずと限界があることも原因のひとつにあります。また、企業規模が小さいほど労働組合の組織率が低く、労使での時間短縮の話し合いの機会が少ないこともあげられます。

したがって、業務遂行を残業により処理

したり、週休2日制実施が困難であったり、休日出勤を余儀なくされる等の問題があります。

(3) 意識の形成

労働時間短縮は、労使の問題だけではなく、家庭生活や余暇活動、消費者の利便等国民生活全般に関わる問題です。

「働きすぎ日本」とか「会社人間」と言われていますが、労働時間を短縮しても、そこから生み出した自由な時間を、どのような目的で、どう使うかが必ずしも明確ではないようです。

個々人にとって「いきがい」や「ゆとり」が生まれる等の意識が、まだまだ浸透していないと思われれます。

3 労働時間短縮の取組方法

(1) 週休2日制を進めましょう

週休2日制実施による実際の経営上のメリットとして、出勤率、定着率の向上、採用の有利化、生産能力の向上など企業経営上重要な要素が考えられます。

なお、企業の操業時間に変更を加えずに週休2日制を実施する場合、労働基準法第32条第2項～第4項に規定のある「変形労働時間制」を用いているところもあります。

1 週休2日制のパターン

- ① 4週5休制
- ② 隔週週休2日制
- ③ 月1回週休2日制
- ④ 月2回週休2日制

(以上、東京都労働経済局「エンジョイ・ライフ」より)

⑤ 月3回週休2日制

⑥ 完全週休2日制など

2 現在週6日勤務1日8時間、週48時間労働の企業が46時間に移行するパターン

- ① 毎日終業時間を20分ずつ短縮する。
- ② 4週間に1度土曜日を休みにする。
- ③ 毎週土曜日を2時間短縮する。

3つのパターンとも46時間制になりますが、②のパターンが週休2日の実施になるわけですから、通勤時間等を含めて考えれば自由に利用できる時間が多くなる利点があります。総理府の調査でも「週休日が増えた方が良い」とする割合が約5割に達しています。

4 建設産業における労働時間の短縮

(1) 労働時間短縮に関する政府方針

「経済運営5ヵ年計画」(昭63年5月27日閣議決定)において、「おおむね計画期間中(平成4年度まで)に週40時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に1800時間程度に向けてできる限り短縮する。」とされている。

注：年間総労働時間1800時間は、週40時間つまり完全週休2日で、祝祭日休業、有給休暇20日完全消化に相当。

(2) 労働基準法の改正

昭和62年、週40時間労働制(完全週休2日制に対応)に向けて法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする労働基準法の抜本的改正が行われ、63年4月1日から施行された。

主たる内容

- ① 法律上の法定労働時間は週40時間とするが、政令により当面は週46時間とする。
 - ② 一部の事業又は事務所(建設業の場合は、常時300人以下の労働者を使用するもの)については3年間猶予し、従前どおり週48時間とする。
 - ③ 3年後に週44時間に移行する。
 - ④ なお、週40時間労働制への移行については、1990年代前半にできるだけ速やかに移行するよう努力する旨、同法案の国会審議の際、労働省側が答弁している。
- (3) 今回の労働基準法施行令改正について
主要な点

- ① 平成3年4月1日より法定労働時間を週44時間(現行46時間)とすること。
- ② 一部の事業又は事務所(建設業の場合は常時300人以下の労働者を使用するもの)については、平成5年3月31日までの間は週46時間(現行48時間)とすること。

つまり、平成3年4月1日より法定労働時間は原則として週44時間になるが、ほとんどのすべての建設業者については2年間の猶予が与えられることになる。

業種	年次		
	昭和63.4.1	平成3.4.1	平成5.4.1
原則	46時間	44時間	
建設業(301人以上)	46時間	44時間	
(300人以下)	48時間	46時間	44時間
鉱業、運輸交通業等	48時間	46時間	44時間

(4) 建設業界の対応

① 現状

我が国における平成2年の年間総労働時間は、全産業平均で2052時間であるのに対し、建設業では2213時間(店社、現場を含む。労働者30人以上の事業所。平成2年速報値)と、161時間長くなっている。特に、現場において休日の確保、労働時間の短縮が遅れている。

② 業界の取組み

建設産業界では、労働時間短縮を労働条件改善のための重要な課題として位置付けており、特に、若年者の入職促進の観点から、各団体において検討組織の設置、週休2日制の実施決議等に取り組んでいる。

(5) 建設省の対応

他産業に比べて長い建設産業の労働時間短縮は、建設産業の構造改善の主要課題であり、建設省として積極的に推進することとしている。

以上、労働時間の短縮に関して現状を認識し、今後の方向性をみると、当業界としても建設省の方針に沿って具体的な方策を進めることが必要である。

平成3年度建設省関係予算の概要

(平成3年1月)

今後10年間の公共投資総額を430兆円とする公共投資基本計画が昨年に決まったが、その初年度にあたる平成3年度の建設省関係予算では、公共事業費の積極的な拡大、生活関連重点化枠の確保、新五カ年計画の策定などが盛り込まれた。以下に、その特色と主要な事項を紹介する。

平成3年度建設省関係予算の特色

1 公共事業費の積極的な確保・拡大

住宅・社会資本整備の積極的な推進と内需主導型経済成長の安定的継続を図るとともに、公共投資基本計画の初年度にふさわしい公共事業予算の確保を図るため、

- ・生活関連重点化枠の活用
- ・財政投融资資金の活用
- ・NTT株式売却収入の活用

などによって、平成3年度建設省関係予算は、
 一般公共事業 事業費21兆220億円 (1.06倍)
 国費5兆2,206億円 (1.06倍)
 財政投融资 10兆3,295億円 (1.12倍)
 を確保する。()内は前年度比。

2 生活関連重点化枠の重点確保

国民生活の質の向上に密接に結びつき、直接に効果の上がるものについて、地域社会の均衡ある発展を図りつつ、特につぎの4つの課題を踏まえて、各種事業を緊急に、かつ総合的に実施することとし、国費総額1,309億円(生活関連重点化枠のうちの公共事業分1,750億円の約75%)を確保する。

- ①地方都市基盤の緊急整備
- ②ふるさと生活の活性化
- ③住宅・宅地供給の緊急促進
- ④地域商業基盤の総合整備

3 新たな五カ年計画の策定

住宅・社会資本の整備を計画的に推進するため、都市公園、下水道、海岸、特定交通安全施設および住宅について、新たに平成3年度を初年度とする五カ年計画を策定する。

新規5カ年計画の概要

	総事業費等	整備目標(調整費除く)	主要課題
都市公園等整備	5兆円 (前計画比1.61倍) うち公共 2兆2,300億円	1人当たり公園面積 平成2年度末 5.8㎡ ↓ 平成7年度末 7.0㎡	・防災公園の整備促進 ・近隣公園・地区公園の積極的な整備の推進
下水道整備	16兆5,000億円 (前計画比1.35倍) うち公共 10兆円	処理人口普及率 平成2年度末 44% ↓ 平成7年度末 54%	・中小市町村の下水道整備促進 ・下水道の機能改善・質的向上に係る事業推進
海岸事業	(関係四省庁分) 1兆3,000億円 (前計画比1.30倍) うち公共 1兆400億円	整備率 平成2年度末 44% ↓ 平成7年度末 54%	・うるおいのある海岸空間の形成 ・面的防護方式の導入
特定交通安全施設等整備	(道路管理者分) 1兆8,500億円 (前計画比1.37倍) うち公共 1兆5,900億円	歩道等の整備 25,000km	・事故特性に応じた対策の重点実施
住宅建設	7,300千戸 (前計画比1.09倍) うち公的資金住宅 3,700千戸 (前計画比1.12倍)	一戸当たり平均床面積 昭和63年度末 89.3㎡ ↓ 平成7年度末 約95㎡	・大都市地域を中心に不足する世帯人員3~5人の標準世帯向け賃貸住宅等良質な住宅ストックの形成 ・高齢化社会に対応した住宅の整備

平成3年度建設省関係予算主要事項

1 道路整備

事業費 7兆4,906億円 (1.06倍)
 国費 2兆1,991億円 (1.05倍) (うち生活関連 375億円)
 [特別会計国費 2兆8,754億円 (1.06倍)]

交流ネットワークの強化などによって、多極分散型国土の形成と地域の振興・活性化を図るため、第10次道路整備五カ年計画に基づき、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の体系的整備を推進する。合わせて第5次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画の初年度として、交通安全対策を計画的に推進する。

また、生活関連重点化枠をもって、交通安全対策、渋滞対策、ふるさと交流活性化事業、まちづくり基盤整備などの事業などを推進する。

高規格幹線道路網の整備の推進

高規格幹線道路網（14,000km）の整備を積極的に推進する。

（建設費1兆7,760億円）

・高速自動車国道の建設費の確保（建設費1兆1,944億円）

渋滞・駐車対策の推進

都市における交通渋滞の緩和、駐車対策に積極的に取り組むため、有料道路融資事業を活用し、特定交通安全施設等整備事業による駐車場整備制度を創設する。また、アクションプログラムや渋滞対策推進計画に基づき、渋滞対策の全国的展開を図る。

交通安全対策の推進

第5次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画を策定し、歩道等の整備、交差点の改良、駐車場の整備、道路標識の設置など、交通安全対策を推進する。また、一般道路及び高速自動車国道等において、事故特性を踏まえた総合的な交通安全対策を推進する。

〔道路関係公団等の建設費〕

（単位：億円）

区 分	3年度	2年度	倍 率
日本道路公団	13,550	12,983	1.04
うち高速自動車国道	11,944	11,050	1.08
首都高速道路公団	2,877	2,877	1.00
阪神高速道路公団	2,441	2,017	1.21
本州四国連絡橋公団(道路分)	1,160	886	1.31
東京湾横断道路(株)	872	505	1.73
計	20,900	19,267	1.08

(注) 四捨五入の関係で端数において、計と一致しないものがある。

2 治山治水

事業費 1兆8,966億円 (1.00倍)

国 費 1兆1,016億円 (1.05倍) (うち生活関連 130億円)

(1) 治水事業

事業費 1兆7,626億円 (1.00倍)

国 費 1兆301億円 (1.05倍) (うち生活関連 120億円)

(このほか、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業30億円〈住宅対策計上〉がある。)

都市化の進展などに伴う激甚な水害・土砂災害の多発と洪水被害の頻発に対処し、安全で豊かな国土基盤づくりを行うため、治水施設の整備と水資源開発を積極的に推進する。

また、生活関連重点化枠をもって、既成市街地雨水排水対策事業、生活防災対策事業、生活用水供給ダム事業、ふるさとの川モデル事業、桜づつみモデル事業などを積極的に推進するほか、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（住宅対策計上）を推進する。

首都圏外郭放水路建設事業の実施

首都圏の外郭部において、河川間を連結する放水路を建設し、浸水常襲地帯の治水安全度を向上させるとともに、良質な住宅・宅地の供給を図る。

準用河川浄化事業の創設

都市化の進展に伴う水量の減少や生活雑排水による水質の汚濁が著しい準用河川について、浚渫、浄化用水導入等の水質浄化を行い、良好な水辺づくりを推進する。

(2) 海岸事業

事業費 575億円 (1.03倍)

国 費 331億円 (1.04倍) (うち生活関連 5億円)

高潮、津波、波浪、侵食などによる海岸災害から国土を保全し、うるおいのある海岸空間の形成を図るため、第5次海岸事業五カ年計画の初年度として、海岸事業を積極的に推進する。

また、生活関連重点化枠をもって、コースタル・コミュニティ・ゾーンの整備等を積極的に推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策等事業

事業費 765億円 (1.01倍)

国 費 384億円 (1.02倍) (うち生活関連 5億円)

急傾斜地の崩壊による災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進する。また、雪崩による災害から人命を保護するため、雪崩対策事業を推進する。また、生活関連重点化枠をもって、うるおいの斜面整備事業などを積極的に推進する。

受益者負担制度の整備

受益者負担割合の特例の改定と受益者の範囲の明確化などを行う。

事業費 2兆4,005億円 (1.08倍)

国 費 1兆 336億円 (1.07倍) (うち生活関連 450億円)

(1) 公園事業

事業費 3,122億円 (1.04倍)

国 費 1,230億円 (1.07倍) (うち生活関連 60億円)

都市環境の改善、災害に対する安全の確保、活力ある長寿社会の形成を図るとともに、スポーツ、文化面での多様な需要に対処するため、第5次都市公園等整備五カ年計画の初年度として、国営公園、防災公園をはじめとする公園事業を計画的に推進する。また、生活関連重点化枠をもって、住区基幹公園、防災公園等の整備を積極的に推進する。

平成記念事業の実施

・平成新時代を記念する子供のもり公園等の整備

ふれあい交流施設整備事業の実施

・高齢者等の利用に配慮した休憩所、花壇等の整備

3 都市計画

(2) 下水道事業

事業費 1兆6,288億円 (1.05倍)

国費 8,745億円 (1.06倍) (うち生活関連 375億円)

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全などを図るため、第7次下水道整備五カ年計画の初年度として、中小市町村の公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道の整備の促進に重点をおき、下水道事業を計画的に推進する。また、生活関連重点化枠をもって、町村の長期未供用公共下水道と特定環境保全公共下水道の整備を積極的に推進する。

過疎地域の下水道について都道府県代行制度の創設

・市町村に代わって下水道の根幹的施設の建設を行う。

下水道基本計画策定費補助及び特定水域高度処理基本計画策定費補助の創設

(3) 市街地再開発など

事業費 4,595億円 (1.20倍)

国費 361億円 (1.19倍) (うち生活関連 15億円)

都市の再開発を一層推進するため、市街地再開発事業、新都市拠点整備事業、特定再開発事業などを積極的に推進する。合わせて、都市の活性化と土地の有効・高度利用の促進などのための制度を創設する。また、生活関連重点化枠をもって、住宅供給型再開発事業、新都市拠点整備事業、共同駐車場整備事業などを積極的に推進する。

商業地域振興整備事業の創設

商業市街地の振興整備のための総合的、一体的な施策の推進のため、商業地域振興整備基本計画の策定(市町村)と景観・アメニティ施設などの振興施設の整備を推進する。

共同駐車場整備促進事業の創設

駐車場不足の解消を図り、商業市街地などの活性化に資するとともに、都市の効率的な土地利用を図るため、商業系の地域における駐車場の共同整備を促進する。

街区高度利用推進事業の創設

既成市街地内の土地の有効・高度利用を図るため、土地区画整理事業などを活用し、計画的な公共施設の整備と土地の高度利用を推進する。

事業費 9兆9,588億円 (1.08倍)

国費 8,881億円 (1.05倍) (うち生活関連 354億円)

(1) 住宅対策

事業費 9兆2,343億円 (1.08倍)

国費 8,863億円 (1.05倍) (うち生活関連 354億円)

良質な住宅ストックと良好な住環境の形成などを図るため、第六期住宅建設五カ年計画の初年度として、住宅建設の促進を図る。また、生活関連

4 住宅・宅地対策

重点化枠をもって、公共賃貸住宅供給促進事業、住宅宅地関連公共施設整備促進事業などを積極的に推進する。

[住宅建設計画戸数]

公営住宅	58,000戸	(前年度 52,000戸)
改良住宅	5,000戸	(" 5,000戸)
公庫住宅	550,000戸	(" 550,000戸)
公団住宅	25,000戸	(" 25,000戸)
特定賃貸住宅等	25,160戸	(" 23,310戸)
計	663,160戸	(" 655,310戸)

住宅金融公庫融資の拡充

イ. 貸付戸数の確保 55万戸 (前年度 55万戸)

ロ. 貸付限度額の引上げ

個人住宅建設(木造) 対前年度+20万円

優良分譲住宅購入 " +70万円

既存住宅購入 " +10万円

ハ. はじめてマイホーム加算の創設

三大都市圏において、はじめて分譲共同住宅を取得する者に対し、200万円/戸を加算

ニ. 特別割増貸付制度の適用期限の延長

平成3年3月31日まで → 平成8年3月31日まで

借上方式による公共賃貸住宅の供給の推進

土地所有者が供給する良質な賃貸住宅を借り上げ、家賃負担の低減を図りつつ、中堅勤労者向け・高齢者向けに賃貸する借上公共賃貸住宅の供給を推進する。

大都市公営住宅供給促進緊急助成事業の創設

大都市法に基づく重点供給地域において、新規に土地を取得して公営住宅を供給する場合、10年間家賃を特例的に引き下げするための補助制度を創設する。

(2) 宅地対策

事業費 7,245億円 (1.06倍)/国費 18億円 (1.00倍)

住宅・宅地問題が深刻化している大都市地域を中心として、良好な宅地供給を推進するため、住宅・都市整備公団による宅地供給の推進、住宅金融公庫融資制度の改善などを行う。

[宅地開発面積]

住宅金融公庫(融資枠)

取得 600ha (前年度 600ha)

造成 1,200ha (" 1,200ha)

住宅・都市整備公団

新規着手面積 900ha (前年度 850ha)

供給面積 約470ha (" 約470ha)

住宅金融公庫融資

大都市法関連事業に係る制度改善

民間宅地造成融資の融資率の引上げ

取得 30% 60%

造成 50% 70%

都市農地等を活用した計画的な街づくり等の推進

（財）都市農地活用支援センター（仮称）の設立により、農地所有者等による都市農地などを活用した計画的な街づくり、および賃貸住宅建設などに係る支援体制を整備する。

(3) 住宅宅地関連公共施設等整備

（再計）事業費 2,499億円 (1.15倍)

（再計）国費 1,258億円 (1.18倍) (うち生活関連 180億円)

住宅宅地事業に関連して必要となる公共施設の整備に対し、別枠で補助を行う住宅宅地関連公共施設整備促進事業を大幅に拡充する。また、住宅宅地事業を一層推進するため、緊急住宅宅地関連特定施設整備事業等を創設する。

住宅宅地関連公共施設整備促進事業の拡充

大都市法の重点供給地域に係る団地規模要件の緩和

住宅建設事業 原則300戸以上 → 原則100戸以上

宅地開発事業 原則16ha以上 → 原則5ha以上

緊急住宅宅地関連特定施設整備事業の創設

大都市法の重点供給地域における市街化区域内農地および低未利用地を活用した住宅宅地事業を推進するため、関連して必要となる施設の整備に対して補助を行う。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の創設

治水安全度を早期に向上させて、住宅宅地供給可能地の創出を推進するため、関連して必要となる河川、砂防設備等の先行的整備に対して補助を行う。

事業費 1,356億円 (1.21倍)

国費 849億円 (1.05倍)

(1) 官庁営繕

事業費 721億円 (1.42倍)

国費 229億円 (1.06倍)

中央官衙地区（霞が関団地）の整備をはじめとして、官庁施設の集約・合同化などを推進するとともに、国立横浜国際会議場の建設工事に着手する。また、筑波研究学園都市における施設の修繕需要の増大に適切に対処するため、新たに、筑波研究施設特別整備事業を実施する。

5 官庁営繕・建設行政経費

(2) 建設行政経費

事業費 635億円 (1.04倍) / 国費 620億円 (1.04倍)

建設行政の向上に資するため、各種の調査などを引き続き実施するとともに、国際協力の推進を図る。

建設業の構造改善などの調査・検討

木造3階建共同住宅などの建設技術の研究開発

国際建設協力要員養成事業の実施

(単位：億円)

6 五カ年計画進捗状況

区 分	計 画 額	3 年 度		備 考
		事 業 費	累 計 進 捗 率	
第10次道路整備(S63~H4)	530,000		%	
一 般 料	238,000	44,594	72.7	
有 小 計	140,000	30,312	77.5	
地 方 単 独 費	378,000	74,906	74.5	
調 整 費	139,000			
	13,000			
第7次治水事業(S62~H3)	125,000			
治 水 水	80,000	17,660	109.9	[累 計] 進 捗 率 %
災 害 関 連 ・ 地 方 単 独 等 調 整 費	21,400			
	23,600			
第5次都市公園等整備(H3~H7)	50,000			第4次
一 般 公 共	22,300	3,023	13.6	113.8
地 方 単 独 費	19,500			
調 整 費	8,200			
第7次下水道整備(H3~H7)	165,000			第6次
一 般 公 共	100,000	16,288	16.3	112.4
地 方 単 独 費	45,300			
調 整 費	19,700			
第5次海岸事業(H3~H7)	13,000			第4次
海 岸	10,400	1,799	17.3	108.3
う ち 建 設 省	3,458	575	16.6	104.9
災 害 関 連 ・ 地 方 単 独 等 調 整 費	900			
	1,700			
第5次特定交通安全施設等整備事業(H3~H7)				第4次
道 路 管 理 者 分	18,500	2,666	16.8	100.8
一 種 ・ 二 種 調 整 費	15,900			
	2,600			
第2次急傾斜地崩壊対策事業(S63~H4)	8,000			
急 傾 斜 地	5,000	818	67.1	
災 害 関 連 ・ 地 方 単 独 等 調 整 費	1,400			
	1,600			
第六期住宅建設(H3~H7)				第五期
総 建 設 戸 数	7,300千戸			96.3
公 的 資 金 住 宅 合 計	3,700千戸	691千戸	18.7	
公 的 資 金 住 宅 調 整 戸 数	3,500千戸	691千戸	19.8	100.9
	200千戸			

7 新規採択
主要箇所

(1) 道 路			
一般国道 (直轄)			
一次改築	登尾道路 <426号>	(兵庫・京都)	
大規模二次改築	黒崎バイパス <3号>	(福 岡)	
大規模自転車道	網走常呂自転車道	(北海道)	
	筑波自転車道	(茨 城)	
	知多半島自転車道	(愛 知)	
	宍道湖湖北自転車道	(島 根)	
	JR両毛線等	(栃 木)	
連続立体交差	東武伊勢崎線等	(群 馬)	
	阪急京都線等	(大 阪)	
	JR鹿児島本線等	(福 岡)	
モノレール道等整備	日暮里・舎人線 (新交通システム)	(東 京)	
有料道路融資	白馬長野道路	(長 野)	
	尻無川新橋	(大 阪)	
	茂原駅南口公共駐車場	(千 葉)	
	練馬駅北口地下駐車場	(東 京)	
	伊勢原駅北口地下駐車場	(神奈川)	
	勝川駅前地下駐車場	(愛 知)	
	靱地下駐車場	(大 阪)	
	泉大津駅東側駅前広場地下駐車場	(大 阪)	
	阪神尼崎駅前地下駐車場	(兵 庫)	
	荒田地下駐車場	(兵 庫)	
	日本道路公団	富津館山道路	(千 葉)
	首都高速道路	東京港トンネル付近改良	(東 京)
	阪神高速道路	神崎川線	(大阪・兵庫)
(2) ダ ム (建設)			
直轄多目的ダム	岩木川・津軽ダム	(青 森)	
	千代川・殿ダム	(鳥 取)	
	斐伊川・尾原ダム	(島 根)	
	吉野川・第十堰	(徳 島)	
	補助多目的ダム	庶路川・庶路ダム	(北海道)
	木戸川・木戸ダム	(福 島)	
	夷隅川・夷隅ダム	(千 葉)	
	吉野瀬川他・日野川総合開発	(福 井)	
	三室川・三室川ダム	(岡 山)	
	沼田川・福富ダム	(広 島)	
	伊万里川・都川内ダム	(佐 賀)	
	伊木力川・伊木力ダム	(長 崎)	

補助治水ダム	上川・蓼科ダム	(長 野)
	稲葉川・竹田水害緊急治水ダム	(大 分)
(3) 流域下水道		
第一種	北上川下流域下水道	(宮 城)
	利根川左岸流域下水道	(群 馬)
	阿賀野川流域下水道	(新 潟)
	神通川左岸流域下水道	(富 山)
第二種	犀川安曇野流域下水道	(長 野)
	田布施川流域下水道	(山 口)
(4) 複合空間基盤施設整備		
	山形駅前地区	(山 形)
	西大和地区	(埼 玉)
	神戸駅前地区	(兵 庫)
(5) 多機能交流拠点整備		
	五井駅地区	(千 葉)
	藤沢駅南地区	(神奈川)
(6) 複合交通拠点整備		
	新杉田駅前地区	(神奈川)
(7) 新都市拠点整備		
	盛岡駅西口地区	(岩 手)
	新川崎地区	(神奈川)
	香椎地区	(福 岡)
(8) 定住拠点緊急整備		
	岡谷地区	(長 野)
	舞鶴地区	(京 都)
(9) 地域創生総合都市開発		
	小倉地区	(福 岡)
	呉新世紀の丘	(広 島)
	西条文化芸術都市	(愛 媛)
(10) アーバンマネジメント推進モデル		
	東五反田地区	(東 京)
	立川基地跡地関連地区	(東 京)
(11) 特定住宅市街地総合整備		
	台場地区	(東 京)
	豊島地区	(東 京)
(12) 住宅・都市整備公団 (特定再開発事業)		
	丸の内駅前地区	(愛 知)
	新川崎地区	(神奈川)
	香椎地区	(福 岡)

建設産業における労働時間短縮に関する調査の概要(建設省/中間とりまとめ)

1. 調査の目的

建設産業における労働時間短縮を推進するに当たり、取組状況、成果等の現状および今後の予定を把握するとともに、問題点を抽出し、その対応策を検討するための資料とする。

2. 調査対象

個別企業(全国の建設業者) 2,169社

3. 調査内容

- ① 労働時間に関する制度および実態
- ② これまでの時短の推進状況
- ③ 時短の実施に当たっての問題点とその対応
- ④ 今後の時短に向けての目標

4. 調査方法

郵送配布、郵送回収

5. 調査期間

平成3年1月16日～2月15日

6. 回収状況 有効回収率62.5%

7. 調査結果のポイント

(1) 労働時間

- ① 全般的に店社に比べて現場の方が労働時間が長い。
- ② 土木一式および躯体関係の専門工事業で所定労働時間の短縮が必要な企業が多い。
- ③ ゼネコンおよび設備で残業時間が長く、年間総労働時間も長い。

(2) 休日制度

- ① 日曜日、国民の祝日は制度上休業日としながらも、繁忙期や雨天の振替で出勤する企業が多い。
- ② 年間総休日数の平均は、店社が85.6日、現場が81.4日で、現場の休日が少ない。

(3) いままでに実施した労働時間短縮策、

問題点および解決策

- ① 店社、現場とも日曜日、国民の祝日の休業化、年末年始と夏休みの休暇拡大が一般的な手法であるが、現場では年末年始と夏休みの休暇拡大が第2位に挙げられている。
- ② 週休2日制については、平成元年以降実施した企業が多い。
- ③ 時短の実施により生じた問題点としては、工期面の問題が賃金その他のコスト面の問題より上位に挙げられている。
- ④ 問題解決策としては、工期面の問題に対しては省力化、労働生産性の向上を挙げた企業が多く、コスト面の問題に対しては労務単価の引上げ、超勤手当、休日給、賞与の増額の順で対応している。

(4) 今後実施しようとする労働時間短縮策

- ① 今後何らかの労働時間短縮策の実施予定のある企業は、店社では74.6%あるのに対し、現場では70.9%と、格差がある。
- ② 施策の具体的な内容としては、店社では完全週休2日制が最も多いのに対し、現場では年末年始と夏休みの休暇拡大が最も多い。
- ③ 現場でも完全週休2日制を目指しつつ、段階的に時短を実施しようとしている。

(5) 労働時間短縮に対する意識

- ① 平成3年4月1日からの法定労働時間の短縮については96.0%の企業が知っている。
- ② 時短の必要性については、8割弱の企業があると考えている。
- ③ 時短が必要な理由としては、若年者を中心に従業員を採用を挙げる企業が多い。

「建設機械器具賃貸業管理技術者試験」
講習の講師を担当して

産業リーシング株式会社
常務取締役営業本部長 新田 四郎

1) はじめに

この試験制度には紆余曲折はあったが、1990年10月12日付けで建設大臣の認定するところとなり、呼称も『建設機械器具賃貸業管理技士』に改められ公認の運びとなったことは、この制度が誕生する直前より深く関わってきた委員の一人として、誠に喜びに耐えない。

2) 試験委員、講師就任

当初この制度は、建設省の肝煎りで同時スタートした『建設機械器具賃貸業登録制度』にリンクした形で、成城大学の庄教授を委員長とし官側、建設業者側、学識経験者および協会側からの委員が選出され、幾度かの会合が持たれたが、何事も初めてということは、何かと戸惑うことも多く、まさに暗中模索の中の船出であった。

3) 講義

当初は講師陣の申し合わせで、時間の関係もあったが自信をもって回答できぬ場合もあろうかと、途中の質問は受けぬことを建前にスタートしたが、2年目からは、自信もついて休み時間や講義終了後、努めて質問を受けるよう心がけた。自分の担当した科目の試験結果は毎年大いに気になり、その結果を踏まえて、次回の講義に工夫を加えていった。

4) 収穫

4年半前、暗中模索の中でスタートしたこの制度を、振り返ってみるとさまざまな苦労もあったが、この貴重な経験の中でいろいろ自分なりに収穫も多かったと思っている。

やる気があれば出来るものだという自信

も付けさせてもらったし、賃貸業として必要な基礎的な知識も勉強出来たし、地方支部の方々とも交流が深められたし、そしてなによりも大きな収穫は、真に気持ちが通じ会える友人知人を多く得られたことである。

5) 記述式問題の採点結果

試験問題はこれまで正誤式、択一式のほか記述式が出題されていたが、この記述式回答の採点を各講師も分担した。

採点方法は、公正を期すため会社、個人名は伏されて受験番号のみを対象に、一人の受験者に対して、5人の委員が採点し、最高点と最低点をカットし残り3人の採点の平均点を以て得点とする、所謂オリンピック方式を採用したが、各採点者のバラツキはほとんどなかったと思う。

私の場合、過去延べ約1,000人ほどの受験者の記述(回答)を読んできたが、総体的に言えることは、受験者の大半が現在業界に横たわっている諸問題、例えば、

イ、過当競争により適正リース料がもらえていない。

ロ、建設関連業のため同じ3Kの環境問題を抱えている。

ハ、中小企業のため人材確保が難しい。

ニ、就業時間が不規則である。等をよく把握し、改善のための努力を強く訴えていた。このことは、これまでの講習の意図するところが、可成り浸透しているものと感じてうれしかった。

終わりにこれまで何かとご指導ご協力を頂いた諸先生並びに関係委員の方々に、紙上を借りて厚くお礼を申し上げる。

リース会社への要望と期待

日ごろからリース建機を実際にご使用いただいている建設現場の方の声として、今号では大成建設株式会社の杉浦弘恭氏（東京国際空港西旅客ターミナルビル建設工事共同企業体・機械係長）にインタビューを申込みまして、当業界へのご意見をうかがいました。

——はじめに、リース会社の対応について印象をお聞かせ下さい

全般的に建設機械のリース会社さんには、日頃から、かなり敏速に対応してくれていると思います。現場で緊急に必要とされる機械が出てきたようなとき、自分のところがない場合には他の営業所にあたってくれるなど、こちらの要望にに応じてくれるところが多いといえるでしょう。

——料金体系の面ではいかがでしょうか

料金の面では、いろいろバラツキが見受けられます。たとえば、機械を返納する際に別枠で修理費を請求するリース会社さんもありますし、一般的な使用料のなかに含ませているところもあります。このあたりは、まちまちですね。

建設現場のほうで、機械を何かにぶついたりして故障させたような時は、当然修理費を払わなければならないでしょうが、そうしたことがなくても、稀に修理費のようなかたちで請求してこられるところもあります。そうしたところへの発注は、やはりひかえるようになりますし、当然よく対応してくれるリース会社さんを選ぶようになってきます。

同一の機械でも、リース料は各リース会社さんによって相当違っておられますし、機械は安いけれども運賃が高いというケースもあり

ます。もちろん、単純に安ければいいということではなく、サービスその他を総合した上での判断になるわけですが……。

リース機械を使う側としては、使用日数に応じて一定の金額が設定され、そのうえに使用程度とか痛み具合などが考慮され、それぞれの建設現場の内容に応じてランク分けのようなものがあるのでは、と思います。

——リース機械とオペレーターさんとの関わりで、お気づきのことがございますか

ごくふつうの建設現場の場合ですと、入っているリース会社さんは1～2社程度、あとは専門業者さんがオペレーター付きで機械を持ち込むというかたちが一般的です。オペレーターさんの伎倆は実際に機械を動かしてみなければ分かりませんし、運転の仕方にしても、慎重な人、大胆な人などさまざまです。ただ、リース会社さんの機械を借りて、オペレーターさんを別に頼むようなときには、オペレーターさんがその機械になかなか慣れないということが時としてありますので、こうした場合、安全面などでとくに神経をつかうことがあります。

リース機械のなかに、特殊な操作仕様があるようでしたら、あらかじめそのことを知らせてほしいと思います。

機械の使い勝手の面では、若干レバーの位

置が違ったりしているのが現状ですが、こうした点は次第に統一化の方向に進んでいくと思います。

——現場のなかで、実際に機械を使っているお立場から、こうしたところをリース会社が考えてくれると助かるという具体例を、お聞かせください。

例えば、現在建設現場にはゼネレータが相当入っているわけですが、ふつうのゼネレータには電源盤が加味されておりません。プレーカー1台だけが付いているという状態です。一つの機械を使うのであれば、それで間に合うのでしょうか、それから電源を分けて使うとなると、現場サイドで分電盤を取り付けて、そこから割り振る形になるわけです。

こうしたことがメーカーサイドで不十分な場合、リース会社さんのほうで分電盤を取り付けられるように金物をつくっていただくとか、あるいは分電盤を取り揃えて現場の要望に対応してくれるとありがたいです。

また、識別のために機械のどこかにオペレーター名などを記したプレートを貼っておいてもらうと助かります。

リース会社さんのほうでも、いろいろと知恵をしまわられているとは思いますが、現場サイドに立ってお考えいただけるとありがたいです。

——機械の点検・整備に関しては、いかがでしょうか

とくに大型機械などは日常点検、月例点検が欠かせませんが、日常点検はオペレーターさんが毎日使用前に行ったりしております。ただ、月例点検になりますと、オペレーターさん自身だけでは十分に成しえないこともありまして、できればリース会社さんのほうから来ていただいて、その点検表を置いてもらえるとうれしいですね。機械の調子ももし悪ければ、この時点で対応することも可能ですから。

1カ月ごとに、こちらから連絡しないでも、リース会社さんのほうが率先して取り組んでいただけると助かります。最近のリース会社さんは大型機械もかなり扱われるようになっておられるようで、いろいろたいへんとは思いますが、こうした面でのご努力をお願いしたいと思います。

管理面で、機械を使用するにあたって、故障とか事故とかはあってはならないわけですから、より安全に、より使いやすい状態であるように整備を心掛けていただきたいです。

一般の汎用機械も含めて、リース会社さんには出荷時点検リストの添付をお願いしたいです。

——建設機械の新機種導入・開発について

新しい機械がつぎつぎと出されているわけですが、リース会社さんのほうでも、新しくいい機種が出たときには、わたくしどもに連絡していただきたいです。リース会社さんにとっても、うちにはこういうものがありますというアピールになるわけですから。

また、現場が望んでいるいい機械の開発は、なにもメーカーだけにかぎらず、リース会社さんのほうでも積極的に取り組まれたらいいと思います。仕事の性格上、リース会社さんは日常的にどういう機械が現場で望まれているかを、よく知っておられるでしょうから。

——今後の方向について

安全管理に関しては、いずれのゼネコンも相当にシビアに取り組んでいますが、リース会社さんのほうでも、たんにリースということだけに限定せず、安全に関して全般的にいいアイデアを出していただけたらなと思います。

かつては、ゼネコンのほういろいろと建設機械を持っていましたが、最近ではリース会社さんに依存する面が多くなっております。建設業界の一員として、お互いにより一層協力し合っていければいいなと考えております。

タイ、マレーシア研修旅行について

九州建設機械器具リース業協会

専務理事 北野 富也

九州建設機械器具リース業協会の平成2年度事業計画の一端として、平成2年11月6日から11日まで5泊6日の日程により、タイおよびマレーシア両国における建設機械等のリース・レンタル事業の実態を、ハードなスケジュールであったが研修調査を行なった。

九州各県からの16名の参加者は、出発当日午前9時、福岡空港2階VIPルームにおいて結団式を行ない、多田会長から壮途の健康と無事の挨拶を受けた。

10時20分、キャセイ航空511便で、台北、香港乗り継ぎで、バンコックに到着したのは午後5時20分（現地時間）であった。数度の機内食にいささか胃腸の調子が怪しい。

翌朝ホテル9時30分出発、バンコック北方約80キロのROJANA INDUSTRIAL PARK

（ロジャナ工業団地）造成現場に向かった。国道1号線沿線は、近年におけるタイ工業化の特に目覚ましい地域で、工業資材を満載したトラックで輻輳しており、到着にかなりの時間を要した。

同団地は、話題になったイトマンによる分譲型工業団地で、ほとんどが日系企業の進出を予定している模様。現在進出企業は日本ハム、沖電気の2社で、間組が総括的な造成工事を行なっているとの由、説明を頂いた大成建設は、沖電気関係の工事を個別的に行なっているとのことであった。分譲価格は坪当たり日本円にして約2万円程度。

帰途、予定外であったがBANGADI INDUSTRIAL PARK（バンガディー工業団地）に急拠立ち寄ることとなった。この団



ロジャナ工業団地入口



ロジャナ工業団地において



バンガディー工業団地内

地はすでに造成も終り、広い敷地でソニー、東芝等の企業が操業をしていたが、聞きしに勝る日本企業の海外進出の物凄さを実感した。

翌8日、タイ西建本社に石原社長を表敬訪問した。合弁事業のご苦労および建機リース・レンタル事業のタイにおける現状等をお聞きし、引き続き同社のヤード（敷地約2,000坪、従業員70名）を見学させて頂いたのち、次の予定地クアラルンプールに向け飛び立った。宿舍到着午後5時（現地時間）。

9日は、先に紹介を頂いていたマレーシア・リース業協会アブダル・ラティフ会長と会い、同協会会議室で会長からマレーシアにおける建機リースについて説明を受けた。しかし、出発前の連絡と違い、主にファイナンス関係の話となり、われわれ視察団との具体的な話はなかったが、マレーシア建設業界の一般的動向など参考になる貴重なご意見を頂くことができた。



マレーシア・リース業協会会長との会談

強行軍であるが、翌10日は世界貿易センターを見学、展示商品の説明を受けたのち、午後再びバンコックに引き返した。さすがに過密スケジュールに疲労も溜り、最後の夜の日本食も、心なしか皆さん食欲が無いようであった。数度の東南アジア旅行の経験がある団員の一人は、冗談混じりに「こんなきつい旅行は初めてだ」と言われたが、それだけ参加された団員の方が真剣に今回の旅行に取り組まれた証拠ではなかったかと思う。

11日午前9時30分、バンコック空港を出発し一路帰国の途についた。復路も往路と同じく乗り継ぎ、福岡空港に到着したのは、すでに午後8時30分を過ぎていた。空港内ロビーで無事な帰国と研修の成果について多田会長から簡単な挨拶がなされたのち、家族への土産の包みを携え、それぞれの家路についたのだった。

厚生年金基金ご加入のおすすめ

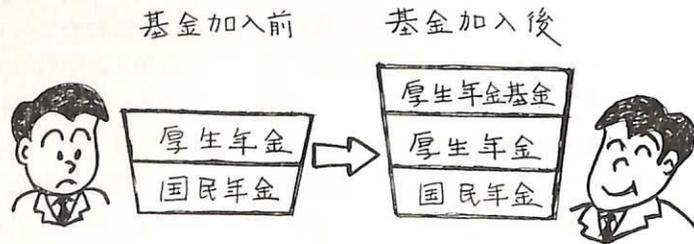
●全国建設機械器具リース業厚生年金基金●

当基金は国の厚生年金保険の一部を業界で自主運営することによって年金額や支給条件をよくしたり、業界の事情に合わせて、加入者や退職年金受給者のみなさまの福祉の向上を図るため、各種の福祉事業を行っております。基金事業のあらましをお知らせしますので、お目通しいただき、未加入の企業におかれましては是非ともご加入いただきますようおすすめいたします。



給付のしくみ

当基金の給付は、国の老齢厚生年金にプラスアルファを上乗せして給付する「基本部分」(基本年金)と、当基金が独自に設計した「加算部分」(加算年金・一時金)の2本建てになっています。



基金から受けられる年金・一時金の種類

- ・第1種退職年金
- ・第2種退職年金
- ・脱退一時金
- ・遺族一時金

どんなときに受けられるか

(1) 第1種退職年金(基本年金+加算年金)

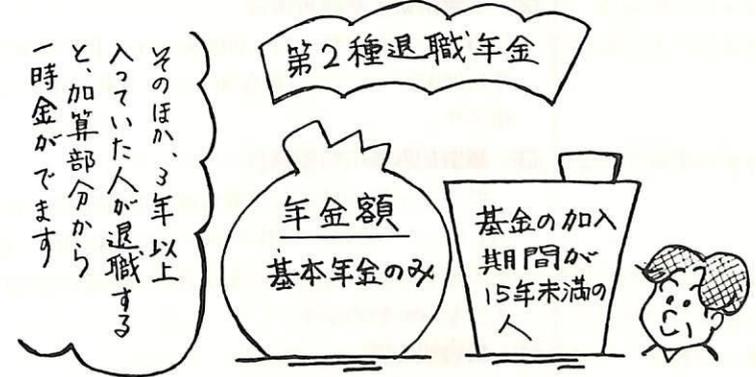
当基金に加入していた期間が15年以上あることが必要です。退職して加入員でなくなった人は60歳から、60歳後に退職した人はそのときから受けられます。また、在職中の人(基金加入員)は、65歳になると加入員の資格を喪失しますので、65歳からとなります。また加



算年金は「選択一時金」として一時金で受け取ることもできます。

(2) 第2種退職年金(基本年金)

当基金に加入していた期間が1ヵ月以上15年未満の人が、退職して60歳になったとき、または60歳以上で退職したとき受けられます。



(3) 脱退一時金(加算部分)

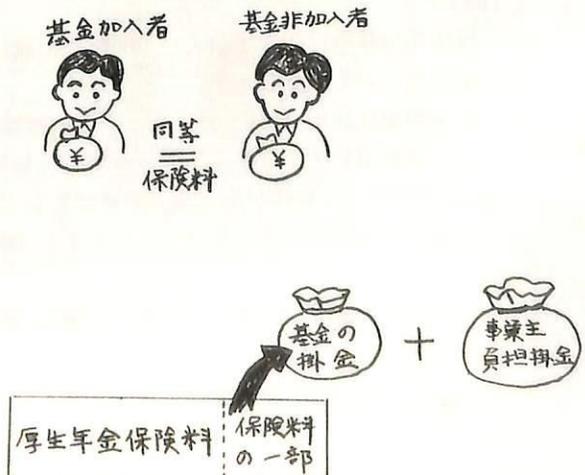
当基金に加入していた期間3年以上15年未満の人が、退職したときに受けられます。また62歳以後に加入した人は3年未満で退職しても受けられます。

(4) 遺族一時金(加算部分)

当基金に加入していた期間が15年以上の加入員(または加入員であった人)が死亡したとき、第1種退職年金をうけはじめから15年未満で死亡したとき、当基金に加入していた期間が3年以上の加入員が死亡したとき、または62歳以後に加入した加入員が3年未満で死亡したとき、その遺族に支給されます。

費用の負担

基金加入後は、国には厚生年金の保険料、基金には掛金を払っていただくようになります。掛金は、基本部分の給付に当てる普通掛金、加算部分の給付に当てる加算掛金、基金の運営に当てる事務費掛金があります。



年金・一時金の
受取額

(1) 普通掛金

標準給与月額（国の標準報酬月額）に男子1,000分の32、女子1,000分の30を乗じた額です。国の厚生年金の保険料から同額が減額されます。普通掛金は事業主と加入員が半分ずつ負担します。

(2) 加算掛金・事務費掛金

男女とも加算掛金は1,000分の11、事務費掛金は1,000分の3、合わせて1,000分の14です。基金加入により負担増になる掛金で、全額事業主負担です。

(3) 基金加入後の負担割合

厚生年金保険料率は平成3年1月現在男子1000分の145、女子1000分の141.5です。このうち男子1000分の113、女子1000分の111.5を国へ納め、その差男子1000分の32、女子1000分の30に加算掛金及び事務費掛金を加えて基金へ納めます。

(4) 掛金額の例

標準報酬月額200,000円の男子を例にとってご説明します。

基金へ加入する前に国へ納めていた厚生年金保険料額は29,000円です。基金加入後の負担増は2,800円（全額事業主負担）となり、基金加入後の支払先は国へ22,600円、基金へ9,200円、合計31,800円を納めることになります。

〔例1〕

厚生年金基金に37歳で加入し、40歳で退職により厚生年金基金を脱退した場合について試算します。加入期間は3年（36ヵ月）あり、平均標準給与月額（全期間の標準給与月額の平均）が200,000円と仮定しますと、退職時に脱退一時金79,000円が支給されます。さらに60歳から第2種退職年金が年額54,800円支給されます。

60歳から15年間年金を受けたとしますと、国に比べて年金・一時金として受け取る額は226,200円多くなります。

これに対して、掛金の負担増は2,800円×36ヵ月=100,800円です。

〔例2〕

厚生年金基金に40歳で加入し、60歳で退職により厚生年金基金を脱退した場合について試算します。

加入期間は20年（240ヵ月）あり、平均標準給与月額200,000円と仮定しますと、加算部分を年金として受けた場合、加算年金額81,400円、基本年金額364,800円の合算額が第1種退職年金として支給されます。

60歳から15年間年金を受けたとしますと、国より2,193,000円多くなります。

加算部分を選択一時金として受けた場合、選択一時金額は833,800円支給されます。

60歳から15年間年金を受けたとしますと、国より年金・一時金として受

中途脱退者の給付

け取る額は、1,805,800円多くなります。

これに対して、掛金の負担増は2,800円×240ヵ月=672,000円です。

基金と国の年金額を比較すると、支給要件の緩和も含めて基本部分が約15.8%、加算部分が27.2%給付増となっています。

基金を脱退される方のうち、加入員期間が10年未満、退職時の年齢が55歳未満の方を中途脱退者といいます。中途脱退者の給付はつぎのとおりです。

(1) 基本部分

積立金が厚生年金基金連合会へ移換され、60歳になると同連合会から年金が支給されます。

(2) 加算部分

加入員期間が3年以上ある方には、加算部分が脱退一時金として支給されますが、脱退一時金の代わりに将来年金としてうけたいと希望する人には、この脱退一時金相当額を基金連合会へ移換して、60歳から年金として支給されます。

(1) 結婚祝金の支給

加入員が結婚したとき、または加入員であった人が、退職してから3ヵ月以内に結婚したとき、一律10,000円が支給されます。

(2) 死亡弔慰金の支給

加入員が死亡したとき、加入員期間に応じてつぎの弔慰金が遺族に支給されます。

加入員期間が3年未満のとき	30,000円
加入員期間が3年以上のとき	50,000円

福祉事業の実施
状況



(3) 就学祝金の支給

加入員の子が小学校に入学したとき、一律10,000円が支給されます。



(4) 契約保養施設の利用補助

加入員と加入員の扶養家族、退職年金受給者とその配偶者の方々が、基金の契約保養所（交通公社・近畿日本ツーリスト指定施設、厚生年金休暇センター等の公的保養施設）を利用した場合、年間一人2泊まで1泊につき2,000円の補助をします。



(5) 住宅資金の貸付

財全国社会保険共済会を窓口にした厚生年金保険被保険者住宅資金転貸融資の斡旋を行なっています。

厚生年金基金加入の利点

企業にとっての利点

- (1) 退職金の資金を事前準備できます。
退職金が厚生年金基金の加算部分の給付で事前に準備でき、資金負担が平準化されます。
- (2) 税制面で優遇されます
事業主の掛金負担は全額損金処理できますので、実質的な負担は軽減されます。
- (3) 人材確保と業界の繁栄に役立ちます
厚生年金基金加入により、従業員の福利厚生面が充実しますので、有能な人材の確保と定着がはかられます。
- (4) 経営者も厚生年金基金に加入できます
税制適格年金などは事業主の加入は認められませんが、厚生年金基金の場合は加入することができ、老後の生活保障が充実します。
- (5) 運用収益が活用できます
厚生年金基金の資産を有利に運用することにより、その利差益は事業主の意見要望を反映し活用することができます。

従業員にとっての利点

- (1) 加入員期間が1カ月でも年金が受けられます
国の年金は原則として25年以上の期間がなければなりません、厚生年金基金では1カ月以上あれば年金が受けられます。
- (2) 国の年金よりも年金額が多くなります
従業員は今までと同じ掛金で、将来は厚生年金基金独自の上積み分の年金を受け取ることができます。
- (3) 他社に再就職しても年金は全額受けられます
60歳以上の人でも在職していると国の年金は制限されますが、厚生年金基金の年金は当厚生年金基金に関係ない会社に再就職すれば、在職していても100%受けられます。
- (4) 退職時に一時金が受けられます
加入員期間3年以上15年未満で退職する人には、退職時に一時金が支給され、60歳から年金が支給されます。
- (5) 年金に代えて一時金の選択もできます。
加算年金は、希望により選択一時金として受けられます。
- (6) 各種福祉事業を受けられます
当基金が実施する福祉事業が受けられます。

One Page 知識メモ◎ リースとレンタルは「夫婦別姓」!?

カップルのように、いつも一緒に使われる言葉——それが、リースとレンタルです。でも実際のところ、どこが違うのでしょうか……。日ごろは、あいまいに考えられているリースとレンタルの違いを、わかりやすくまとめてみました。

リースとレント(レンタル)の違い

	リ ー ス	レ ン ト
料 金	リース料は、レント料より比較的安い。リース期間満了後の再リースは格安である	レント料はリース料よりは割高。長期間使用してもレンタル料は一定が原則
物件の保守修理	原則としてユーザが行う。サービス・リースはリース会社が行う	レント会社が行う
購入原価の回収	リース期間中に全額回収	契約中に全額回収しない
契約期間中の解約(告知)	認めないのが原則。ただし契約解除の場合は規定損害金(残存リース料総額から未経過金利を控除した額とほぼ同じ)を支払う	一定期間経過後、解約を認める
物件の所有権	リース会社にある	レント会社にある
物件の購入並び管理事務	リース会社が行う。固定資産税・保険料等リース会社手続き支払う	レント会社が行う。固定資産税・保険料等レント会社手続き支払う
原 価 償 却	リース会社が行う	レント会社が行う
固定資産税の負担	リース料に含まれるが別に請求される(ユーザが直接または間接負担する)	レント会社が契約し負担する
損 害 保 険	リース会社が契約する(費用は直接又は間接にユーザ負担)	レント会社が契約し負担する
損 金 算 入	リース料全額損金算入が認められる	レント料全額損金算入認められる
機械類信用保険法	適用を認められない	適用を認められない
担 保	物的担保はとらないが、連帯保証人を取る場合が多い	物的担保はとらないが、連帯保証人を取る場合がある
保 証 金 金 金	前払金又は敷金としてリース料1~3ヵ月分ほど取ることもある	取ることもある
法 的 性 格	特殊の賃貸借契約又は賃貸借類似の無名契約	典型的賃貸借契約
契 約 期 間	比較的長期。3~6年ぐらいが多い	比較的短期。時間数・日数・月数単位が多い
対 象 物 件	あらゆる種類の企業用機械設備汎用性ある機種にかぎらない。最近では消費財のリースも始めたが、主に生産財である陳腐化の早いものに適す	1種又は数種の銘柄の汎用機種消費財も多い
使 用 目 的	長期継続的に使用する場合に適する	一時的使用に適する
ユ ー ザ	主として法人。1物件を1ユーザーに貸す	法人も多いが個人も多い。1物件を不特定多数に反復して貸す
在 庫	在庫なし。リース契約締結後に発注する。	一定在庫あり
貸 倒 引 当 金	設定を認められない	設定を認められない

協・会・だ・よ・り

建設機械器具賃貸業管理技士、可搬形発電設備技術者及び第2次構造改善についてご連絡いたします。

1. 建設機械器具賃貸業管理技士について

平成2年度の管理技士試験合格者は289名で、合格率は55.8%でした。なお、平成3年度の講習実施計画及び試験日は右の通りです。

注) 講習開催地のうち、富山、高松及び沖縄の受講者が少ない場合は、開催地とすることができないので、3地区の受講者は、最寄開催地に於いて受講することとなる。

☆試験日：平成3年10月27日(日)

また、資格更新講習会は、平成3年2月、札幌、仙台、東京、名古屋、富山、大阪、広島、四国、九州、沖縄の10会場で行われ、該当者2,771人のうち、2,375人が受講しました。

講習実施計画

開催地	期 日	受講者予定数
札幌	9月9日~9月10日	40人
仙台	9月24日~9月25日	30人
東京	9月17日~9月18日	120人
名古屋	9月3日~9月4日	40人
富山	9月30日~10月1日	20人
大阪	9月3日~9月4日	40人
広島	9月26日~9月27日	30人
高松	10月7日~10月8日	20人
福岡	9月12日~9月13日	40人
沖縄	9月19日~9月20日	20人
計		400人

受講できなかった資格者は、平成4年2月に行われる講習を必ず受講するようお願いいたします。

2. 可搬形発電機整備技術者について

昭和60年、63年の資格取得者に対する更新講習は、5月30日から沖縄、福岡、広島、大阪、名古屋、富山、東京、仙台、札幌の9会場で開催中です。

今年は更新者が全国で2,265人と多数にのぼり、講習に際してご迷惑をおかけしないよう努めますが、行き届かぬ点はご容赦ください。

3. 第2次構造改善について

現在、構造改善実施のためのアンケート調査票を回収し、とりまとめをしています。構造改善委員会においては、これに基づき

構造改善計画(案)を作成し、承認申請を行ないますので、今後におけるご協力を宜しくお願いいたします。

協会支部名簿

(平成3年6月現在)

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
会長 小俣 實

事務局 〒101 東京都千代田区神田駿河台2-1
近江兄弟社ビル4階
TEL. 03(3293)7273(代)/FAX. 03(3293)7275

支部名称	代表者名	事務局長名	〒	事務局所在地	電話
北海道建設機械 リース業協会	片桐 理	安達 美代治 吉 富 朋子	060	北海道札幌市中央区北4条東2丁目 第2まるよビル4階	011-221-1485 FAX. 222-5612
青森県建設機械 リース業協会	川村 雄 蔵	槻木沢 四郎 岡山 奈津子	039-11	青森県八戸市大字長苗代二丁目 7-1 (株)ほくとう内	0178-27-0710 FAX. 27-0712
秋田県建設機械器具 リース業協会	大高 至	大内 英 昭	012	秋田県湯沢市千石町4-2-50 株式会社 丸大工機商会内	0183-72-1777 FAX. 73-3353
岩手県建設機械 リース業協会	菊地 捷 士	千葉 岸 夫	023	岩手県水沢市水沢工業団地4-14 機械興業株式会社内	0197-24-8271 FAX. 24-0198
宮城県建設機械 リース業協会	中野 勇	伊藤 壽 朗 白畑 あや子	983	宮城県仙台市宮城野区扇町3-4-50 扇町ビル2階	022-238-1751 FAX. 238-1752
福島県建設機械器具 リース業協会	菅野 剛	鈴木 英 子	963	福島県郡山市富田町字向館 121-20	0249-52-0588 FAX. (切替)
茨城県建設機械 リース業協会	国本 新 宰	成田 八重子	305	茨城県つくば市松代2-9-15	0298-55-6631 FAX. (切替)
栃木県建設機械 リース業協会	小野寺 隆	阿部 智 光	320	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館	0286-21-6062 FAX. 21-1923
群馬県建設機械 リース業協会	石塚 幸 司	的場 讓	371	群馬県前橋市若宮町3-12-22	0272-32-7203 FAX. 32-7310
新東京建設機械 リース業協会	小俣 實	関口 正一郎	101	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4階	03-3294-4071 ~2
神奈川県建設機械 リース業協会	玉井 武 治	潮脇 美絵子	221	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 1-6-1 岩井ビル5階	045-322-0613 FAX. 314-5513
長野県建設機械 リース業協会	花岡 朗	清水 勇	399-45	長野県伊那郡南箕輪村神子柴 7408-1 フジヤ機工(株)内	0265-76-3770 FAX. 73-6261
静岡県建設機械 リース業協会	原 照 雄	石川 修	422	静岡県静岡市寿町6-18 小沢ビル3階 建設荷役車両安全技術協会 静岡支部内	0542-87-9151 FAX. 84-7113
静岡県重機建設業 工業組合	峰村 豊	山川 安豊 保坂 益男	421-01	静岡県静岡市新川2-1-40 新川ビル2階	0542-85-9231 FAX. 84-5381
中部建設機械 リース業協会	坂井 熙	服部 芳 明	451	愛知県名古屋市西区藤ノ宮通り 3-43 小出ビル内	052-571-2080 FAX. 561-6529
新潟県建設機械器具 リース業協会	酒井 安 治	吉田 準 一	950	新潟県新潟市出来島1-11-31 株式会社 新潟まるよし内	025-284-6605 FAX. 284-5265
富山県建設機械 リース業協同組合	高野 義 雄	小倉 秀 信	938	富山県黒部市番掛567 株式会社 吉田商会内	0765-52-2688 FAX. 54-3307
石川県建設機械 リース業協会	吉川 義 孝	副田 正 夫 後本 暁男	920	石川県金沢市北安江町3-1-33 (株)ヨシカワ内	0762-64-1255 FAX. 23-3601
福井県建設機械 リース業協会	水野 健 治	松川 秀 次	910	福井県福井市問屋町2-45 松田ビル3階	0776-21-9010 FAX. 21-3210
滋賀県建設機械 リース業協会	蔭山 孝 夫	高橋 和 子	529-12	滋賀県愛知郡秦荘町北八木92 (株)滋賀建機内	0749-37-3281 FAX. 37-2232
大阪建設機械 リース協同組合	石井 毅	野崎 雅 子	556	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル内	06-561-7405 FAX. 567-3432

兵庫県建設機械 リース業協同組合	富田 尚 孝	小野 恒 雄	650	兵庫県神戸市中央区多聞通り3-2-9 甲南スカイビル2階 206	078-361-2481 FAX. 361-2487
和歌山県建設機械器具 リース業協同組合	田中 信 之	丸田 美 枝	640	和歌山県和歌山市鳴神633 株式会社 レンタル産九内	0734-74-4772
中国建設機械 リース業協会	山本 高 義	清水 五 月	731-01	広島県広島市安佐南区長東2-11-11 第2ヨシヒロビル2階	082-230-1208 FAX. 230-1208
四国建設機械 リース業協会	三原 達 雄	明石 俊 幸	761-01	香川県高松市春日町795 株式会社 田中铁工所内	0878-43-6140 FAX. 43-3546
九州建設機械器具 リース業協会	多田 利 夫	北野 富 也 井崎 眞紀子	812	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-13 東福ビル4階	092-482-6685 FAX. 452-2563
沖縄県建設機械器具 リース業協会	佐久本 嘉順	吉里 真 達	901-21	沖縄県浦添市宇西原573番地	0988-76-6410 FAX. (切替)

人事
異動

建設省 (平成3年5月1日)

◎建設省建設経済局建設機械課

建設専門官 萩原 哲雄
課長補佐 上田 敏
課長補佐 相原 正之
管理係長 浜野 芳照
業務係長 菊池 正男

◎建設省建設経済局建設振興課

課長補佐 永井 智哉

◎新誌名を募集中!

お陰さまをもちまして、当協会の『会報』も、今号で《No.35》を数えることができました。第2次構造改善計画事業のスタートに合わせ、小誌も内容の充実に努めていきたいと思っております。

つきましては、これまでの誌名『会報』に替わる、新しい誌名を募集中です。奮って、親しみやすい誌名のご投稿をお願いします。採用された誌名には薄謝を進呈します。

送り先：〒101 東京都千代田区神田駿河台2-1
近江兄弟社ビル4階
(社)全国建設機械器具リース業協会
事務局 名倉 邦 夫

◎ 編集後記 ◎

長崎県の雲仙・普賢岳の火砕流・噴火によって、大きな被害を受けられた島原市民、並びに近隣の方々に心よりお見舞い申し上げます。

火砕流惨事について、今朝も新聞に報じられておりましたが、マグマの活動が鎮静化する事を願っております。

私共建設関連業は環境にも恵まれ、いざなぎ景気を越す事が確実となっております。

本号では、平成3年度の建設省関係予算の概要を掲載いたしましたので、参考にしていただければ幸いです。

今年10月1日より第2次構造改善事業に取り組みますが、この事業は協会のためではなく、会員個々のためであり、建機賃貸業者として、活力と魅力に溢れた業界にする事であ

ります。また、建設省経済局建設機械課長・後藤勇様、並びに建設振興課長・吉井一弥様の所見にもありますように、機械の安全性、施工の省力化、効率的な建設事業の推進が私共の使命であります。

経営戦略化ビジョンも策定され、会員各位の更なる飛躍をお祈り申し上げます。当会報が各位の一助になれば、幸いです。

今後も、何かと御指導、御鞭撻を賜わり、内容の豊かな誌面にしてゆきたいと思っております。

経済見通しも堅調です。体質の強化を図り、プロとしての仕事をすべく、努力をお願い申し上げます。

広報委員長 三瓶徳司

会報/第35号

発行日/平成3年7月

発行者/社団法人全国建設機械器具リース業協会

〒101/東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4階 TEL.(03)3293-7273~4

発行責任者/広報委員長 三瓶徳司

制作/株式会社 エイビス

〒102/東京都千代田区2番町2番地 番町グリーンパレス3階 TEL.(03)3239-7874~5

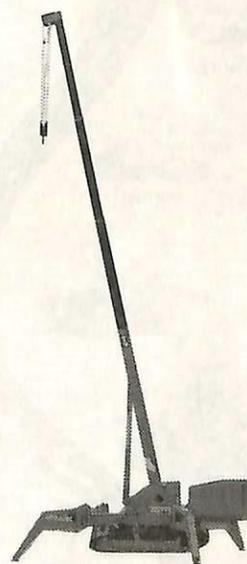
続々と登場する 日本車輛のレンタル商品群



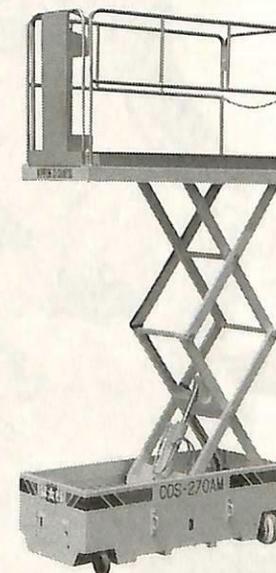
18機種新発売

- 超低騒音認定済
NES25 ~ NES220
- 低騒音認定済
NES250 ~ NES800

NEW NESシリーズ



ミニクレーン
ゴムクローラクレーン TC304(3ton)
TC205(2ton)



コンパクトステージ 昇太郎
高所作業台車 COS190BM
COS270AM

製造元 **重日本車輛**

総代理店 **にちゆう 日熊工機**

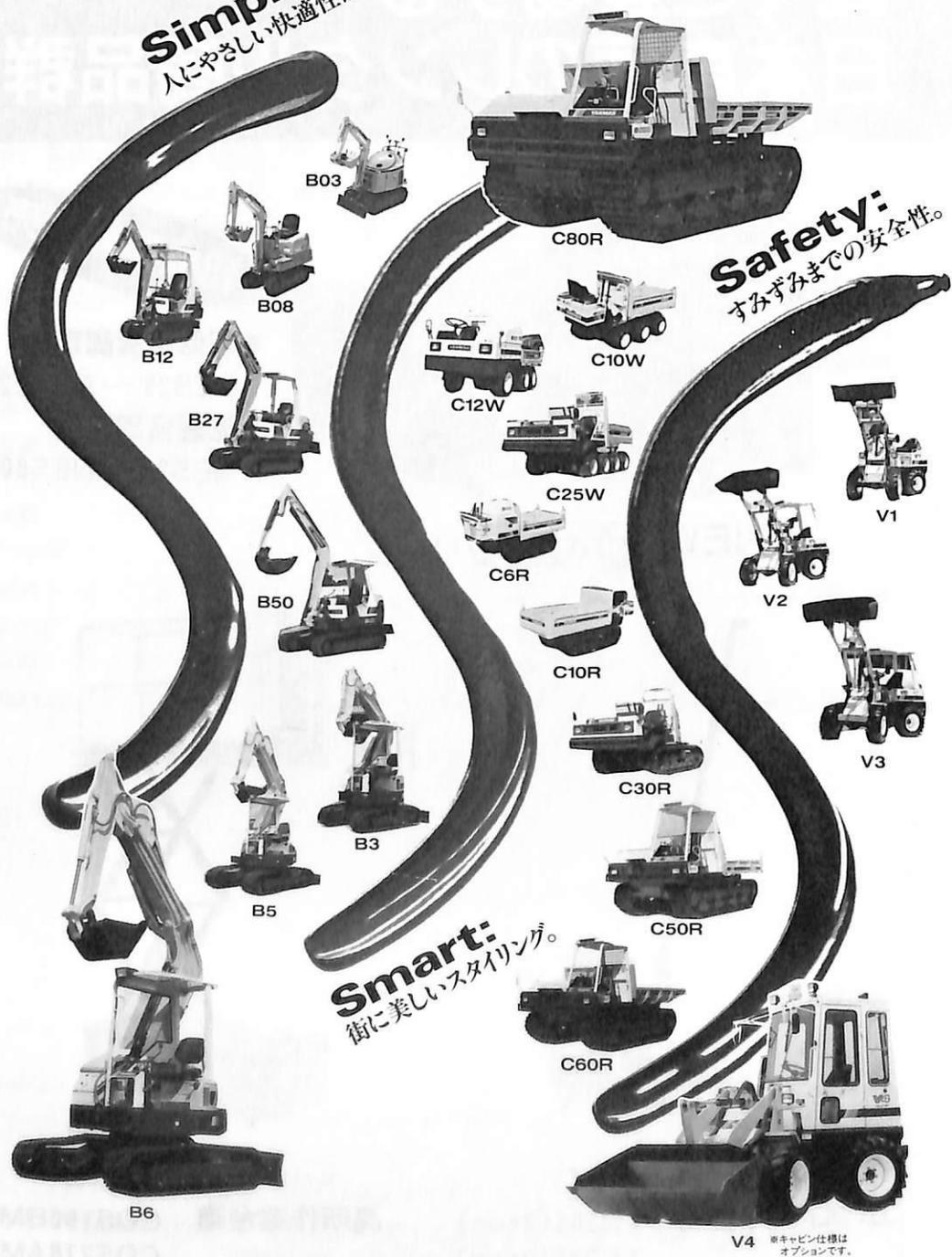
YANMAR
ビューティフルマシン・ヤンマー

コレカラハ、ユカイニ3S。

Simple:
人にやさしい快適性能。

Safety:
すみずみまでの安全性。

Smart:
街に美しいスタイリング。



ヤンマーはいま——快適3S宣言。

ヤンマー-建設機械

●カタログご希望の方は本社・宣伝部まで

●ヤンマー-ディーゼル株式会社 本社・大阪市北区茶屋町1番32号(〒530) TEL (06)376-6223

住友建機株式会社
本社:〒104 東京都中央区新川1-28 K&Tビル ☎(03)3297-8790



やさしいパワー。

住友建機は地球環境の未来を開くために、情熱を燃やしています。

住友の建設機械 ●油圧ショベル ●クローラークレーン ●トラッククレーン ●フローティングクレーン ●基礎機械 ●アスファルトフィニッシャー ●コールドプレーナ ●転圧機械

ゲンキ、スミトモケンキ。



TCM
ミニグレーダ

MGD 743
MGD 843

簡単操作で抜群の仕上がり精度。
4輪油圧駆動・スキッドステア式ミニグレーダ



・小型特殊仕様車(MGD743)

・グレーダの標準色は、黒色です。

MGD743 / MGD843	
●ブレード長さ……………	2.1m / 2.1m
(走行時)……………	(1.7m / 1.7m)
●エンジン出力……………	36PS / 54PS
●車両総重量……………	2620kg / 3240kg
●最小旋回半径……………	3.8m / 4.0m

TCM® 東洋運搬機株式会社

本社：大阪市西区京町堀1-15-10 〒550
大阪営業部 ☎06(441)9141
国内営業部：東京都港区西新橋1-15-5 〒105
(コンパクトマシーン) ☎03(3591)8175

**厚生年金基金加入で
豊かな老後設計を**

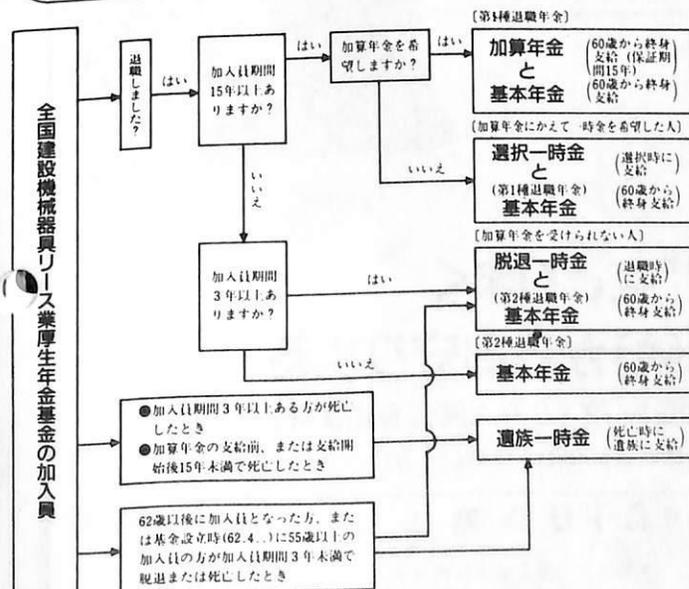
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



**社員の方々には
老後の安心を
企業にとっては
人材確保と繁栄を**

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます



- [注]
- 基本年金(基本部分の給付)については、加入期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
 - 前記のうち、加入期間が3年以上ある方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。(基本加算年金とい、前記の連合会から支給されます。)
 - 基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職(65歳に達したため基金からの脱退を含む)したときから支給されます。
 - 基本年金については、加入員であっても同「老齢厚生年金が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
 - 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……

- 基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなった場合には、15年から受給期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全に受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102 東京都千代田区飯田橋2-7-5

明治生命飯田橋ビル5階

TEL 03(3230)3871~2

いつ何がおこるか ガード ガッチリ



生産物、請負、施設
賠償責任保険

リスク

リスク

火災保険
動産総合保険

従業員災害補償制度
経営者大型保障制度

リスク

リスク

自動車保険
自賠責保険

“リース企業”をとりまく
“リスク”(危険)からお守りする
リース業協会共済制度(リース賠償責任保険)

まだ、ご存知ない会員の皆様も是非所属協会または下記へお問い合わせ下さい。

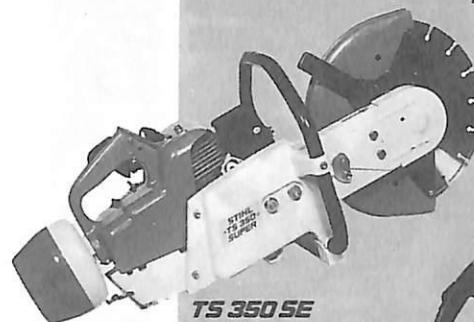


引受保険会社 **AIU 保険会社**
(エイアイユー インシュアランス カンパニー)
赤坂支店: 東京都港区赤坂3-1-2
TEL 03-(3583)-1121

取扱代理店 **SANTEI GROUP**
株式会社 総合インシュアランス
東京: 東京都港区赤坂6-18-3アイビービル4F
〒107 TEL 03-3505-4955
横浜: 横浜市戸塚区品濃町539 6アーバン東戸塚6F
〒244 TEL 045-821-7181

STIHL®

ENGINE エンジン
CUTTER カッター



TS 350 SE
■排気量/60cc
■使用ブレード/12インチ用305×20
(切込深さ100mm)



TS 510 AVE (R)
■排気量/90cc
■使用ブレード/12インチ用305×20(切込深さ100mm)
14インチ用355×20(切込深さ12mm)

CHAINSAW チェンソー



026
■排気量/48.7cc
■本体重量/4.7kg
■ガイドバーの長さ/40, 45cm



026 AVSEQ
■排気量/52.0cc ■本体重量/5.5kg
■ガイドバーの長さ/40, 45, 50cm

イクラ鉄筋
カッター



15-16C
■出力/330w
■重量/5.8kg

高圧洗浄機



刈払機
BRUSH CUTTER

FS 86 AVE
■排気量/25.4cc

RE400K

■常用圧力/10-180kg/cm²
■吐出水量/150-1000L/h
(2.5-16.7L/min)
■最大消費電力/20A

優れた安全性と強力パワー、どんな現場にもすばやく対応。
世界で最も愛用されている、いつものスティールです。

いつものスティールだから安心です。

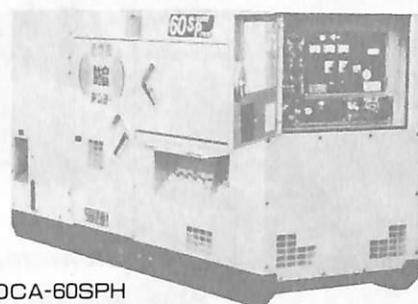
株式会社 スティール

〒206 東京都稲城市長沼2222-1 ☎0423 (79) 3376
札幌、仙台、秋田、関東、中部、北陸、大阪、広島、四国、九州、全国10支店

Denyo

エンジン発電機

0.5~800kVA



DCA-60SPH
50Hz 50kVA・60Hz 60kVA

エンジン溶接機

100~500A



BLW-280SSW
1人用100~280A・2人用50~140A

エンジンコンプレッサー

1.4~26.9m³/min



DPS-90SSB2
2.5m³/min

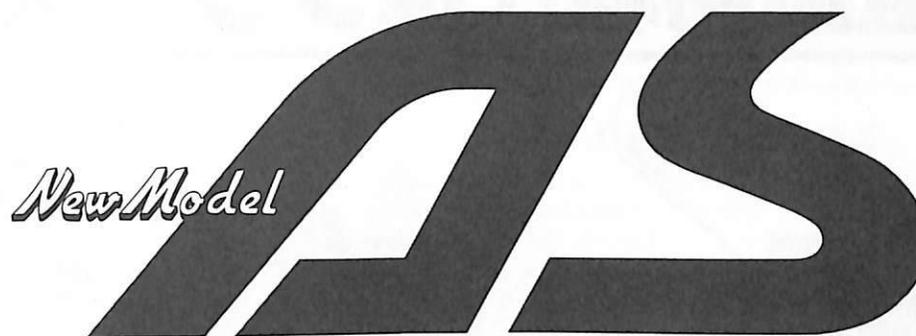
建設現場で威力を発揮！
デンヨーのパワーツールズ

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
本社：〒164 東京都中野区上高田4-2-2 TEL.03(3228)1111(大代表)

札幌営業所 ☎011(862)11221 横浜営業所 ☎045(774)10321 大阪営業所 ☎06(488)17131
仙台営業所 ☎022(286)12511 静岡営業所 ☎0542(61)32559 広島営業所 ☎082(255)6601
北関東営業所 ☎0272(51)1931 名古屋営業所 ☎052(935)10621 高松営業所 ☎0878(74)3301
東京営業所 ☎03(3228)12211 金沢営業所 ☎0762(91)11231 福岡営業所 ☎092(503)3553

まちの未来、くらしの未来。

AIRMAN®



New Model

ADVANCED SILENT

ブラシレスエンジン発電機



超低騒音
56dB(A)

進化した静けさ

耳をすましてください。
進化したゼネレータの名はADVANCED SILENT。
略してAS。
静けさを追求した新デザインのパワーツールズです。
技術にやさしさをくわえて、
より豊かな環境の創造へとグレードを高めました。
身近な場所で静かに活躍するASの新しさを
目で、耳で、感じてください。

■ASシリーズ仕様

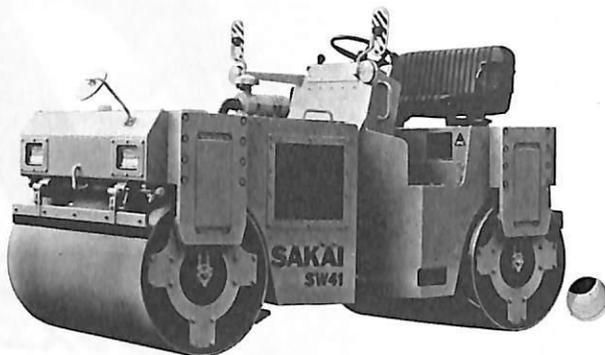
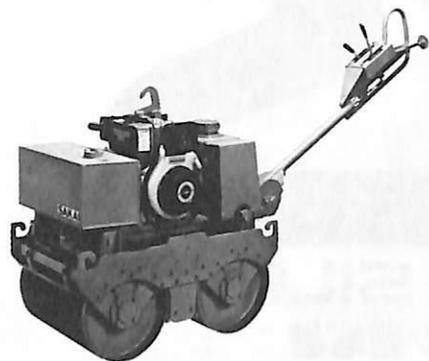
項目	モデル	SDG25AS		SDG45AS		SDG60AS	
		50	60	50	60	50	60
周波数	Hz	50	60	50	60	50	60
出力	kVA	20	25	37	45	50	60
出力	kW	16	20	29.6	36	40	48

AIRMAN 北越工業株式会社

新潟本社・工場 〒959-01 新潟県西蒲原郡分水町大武新田113-1 (0256)97-3201
東京本社・支社 〒160 東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル (03)3348-8561
大阪支店 〒566 大阪府摂津市新在家2-32-13 (06)349-3631

札幌 (011)222-1122 高崎 (0273)52-7763 金沢 (0762)92-1152 高松 (0878)41-6101
旭川 (0166)33-2188 松本 (0263)26-1080 名古屋 (0586)77-8851 松山 (0899)53-1274
盛岡 (0196)53-4030 埼玉 (0485)92-9059 埼玉 (0485)92-9059 京都 (075)593-3020 福岡 (092)504-1831
仙台 (022)258-9321 千葉 (0472)53-4701 神戸 (078)927-6454 熊本 (096)357-0361
新潟 (0256)92-6521 横浜 (045)453-2361 岡山 (0862)33-1077 鹿児島 (0995)5-1304
郡山 (0249)33-6475 静岡 (0542)58-6166 広島 (0829)28-4801 那覇 (0988)79-3311
宇都宮 (0286)61-3634

「技術と実績 ローラのサカイ」 小型振動転圧機シリーズ



ハンドガイドローラシリーズ

HV200	500kg
HV300	600kg
HV510	800kg
HV510S	800kg
HV700	1,000kg

TG・TWシリーズ

TG15	1,500kg	TW41	3,500kg
SG15	1,550kg	SW41	4,000kg
TG25	2,500kg	TW60	5,750kg
SG25	2,700kg	SW60	6,550kg
TG41	4,000kg	SW70	7,000kg
SG41	4,150kg		

プレート・タンパーシリーズ

VT200	50kg	PC300	60kg
VT300	60kg	PC300A	60kg
VT400	70kg	PC300T	65kg
VT400H	70kg	PC400	70kg
VT500	80kg	PC400B	70kg
VT500H	80kg	PC500	80kg
PC100	40kg	PC600	90kg
PC200	50kg	PC650	90kg
PC200A	50kg	PF500	80kg



SKG 酒井重工業株式会社

TEL. 03(3434)3401代表

営業所：札幌・仙台・南関東・北関東・名古屋・北陸・大阪・四国・広島・福岡

NICHI 高所作業車の専門メーカー。

①工事時間が短縮できる。

- 足場の組立て、バラシの時間が一切不要になり、即、作業にとりかかれます。
- バケット内に資材・工具を積載。資材上げ降ろしの時間・労力を減らします。
- 最適な作業位置へすぐに接近。足場移動の時間が短くなります。

②人工が少なくできる。

- 足場を必要としないので、組立て、バラシの人工が不要になります。
- 資材上げ降ろしの人工数も低減でき、作業者の手配がラクになります。

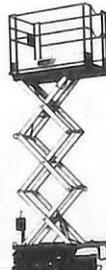
③経費が節減できる。

- 足場機材費はゼロ。さらに人工費も削減でき、経営の合理化が図れます。
- バケット内作業だから安全で効率のよい作業が実現。作業者の労働意欲も向上し、現場監督も安心です。

アイチ建設工事用スカイマスター

スカイマスターの
導入効果は
ひとつじゃない。



 <p>SV-030 ●最大地上高=2.7m ●積載荷重=200kgf</p> <p>グッドデザイン商品受賞</p>	 <p>RV-040 ●最大地上高=4.0m ●積載荷重=200kgf</p>	 <p>SP-121 ●最大地上高=12.0m ●積載荷重=250kgf</p>	 <p>SK-120 ●最大地上高=12.2m ●積載荷重=200kgf</p>	 <p>SZ-130 ●最大地上高=13.0m ●積載荷重=1,000kgf</p>
<p>工事用エレベータにも乗り込み、フロア間を移動できる。バッテリー駆動の屋内機動足場。</p>	<p>ビル内はもちろん、屋外の不整地でも作業がこなせる。バッテリー駆動のゴムクローラ式。</p>	<p>ブーム全伸長のまま、鉄骨組立などの連続作業ができるホイール式。</p>	<p>2.5トントラックに搭載した、機動力車両。広い作業範囲で、連続した高所作業を実現。</p>	<p>複数の作業者と資材がたっぶり積み、作業台の上で材料加工が行える。重荷重高所作業車。</p>

愛知車輛株式会社

営業本部 千362 埼玉県上尾市浦家1152 10 ☎048(781)1111

東京支店 ☎03(3)862)4121 株式会社北海道アイチ ☎011(665)13014
名古屋支店 ☎052(621)5112 株式会社東北アイチ車輛 ☎022(236)04210
大阪支店 ☎06(968)7731 株式会社北越アイチ ☎0764(34)21810
株式会社中国アイチ ☎082(285)02014
株式会社四国アイチ車輛 ☎0878(74)08080
株式会社九州アイチ ☎092(935)53534



クレーンに翼を。

これまでのクレーンのイメージにとらわれない、大胆でしなやかな発想を大切にした製品づくり。それが、世界最大級の総合クレーンメーカーである私たちタダノが、いま最も大切にしていることのひとつです。

もっと美しく洗練されたデザインのクレーンを。もっと操作のやさしいクレーンを。もっと安全で頼りがいのあるクレーンを…。

街づくりをはじめ多種多様な分野で大きな役割を果たしているクレーンが、よりいっそう社会の発展のお役に立つ存在となるよう努力を重ねています。日本で初めて油圧クレーンを開発して以来つちかかってきた高度な油圧技術と、独自のクレーン・テクノロジーをベースにしながら、タダノは、クレーンの進歩に全力をあげて取り組んでいます。

ROUGH TERRAIN 500PRO

スーパー8
●最大吊上能力45,000kg



株式会社 タダノ

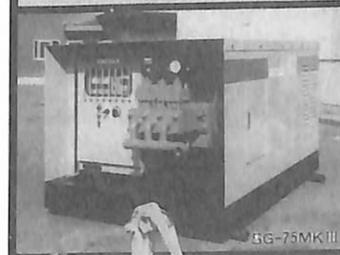
本社／香川県高松市新田町甲34番地 TEL.(0878)39-5555(代表)
営業本部／東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL.(03)3621-7777(代表)

土木・建築用機械

- バイプロハンマ
- ウォータージェットカット
- クラウトポンプ
- 高所作業車
- ミニバックホー
- コンクリートポンプ車
- 水中ミキサー
- 地盤改良機
- ブレードシールド掘進機
- 脱水装置
- レストルーム
- セメントスラリーポンプ
- ミキシングプラント
- 自走式組立足場

特殊バイプロのレンタル

- 超大型バイプロハンマ
- 斜抗対応型バイプロ
- 桁下施工用バイプロ
- 鋼管チャック装置
- その他各種アタッチメント



都市と大地のクオリティを高めるため、
トーマン建機のラインアップはさらに充実。
ぐっとパワフル。もっともっと快適に。



総発売元 **TOMEN KENKI** トーマン建機株式会社

本社 東京都品川区西五反田7-10-4(金剛ビル)
営業本部 ☎(03)3492-8481
管理本部 ☎(03)3492-8472

支店・営業所
札幌 ☎(011)281-5345
仙台 ☎(022)263-2031
新潟 ☎(025)243-8431
長野 ☎(0262)27-5338
東京 ☎(03)3492-8481
名古屋 ☎(052)221-2208
大阪 ☎(06)394-4041
広島 ☎(082)228-5971
高松 ☎(0878)34-6161
福岡 ☎(092)441-6795
那覇 ☎(0988)68-3737

サービスセンター/オリエントエンジニアリング株式会社
(本社)埼玉県春日部市古ヶ崎1丁目7番の20 ☎(048)794-7100 大阪 ☎(06)939-1141 福岡 ☎(092)504-2521



軽く。
小さく。
強く。

先進のトリオ。

水中ハイスピンポンプ
LB3-480
重さは9.5kg、大きさはA4サイズとほぼ同じ。

水中ハイスピンポンプ
KTV2シリーズ
例えばKTV2-15なら、従来機種約3分の2(19.5kg)、高さは18.1cm小さくなって39.6cm。

二段式超高揚程タイプ
GHZ-W
細身になって強力超高揚程。設置管径は300mm (5.5kW・11kW) で、狭く深い場所でも設置が容易。しかもバランスのよいセンターフランジ構造を採用。耐久性に優れ、メンテナンス性も抜群です。

進化したテクノロジーは
ツルミへと
行き着いた。

ポンプを核として、ポンプから拡がり、ポンプを革新するツルミです。

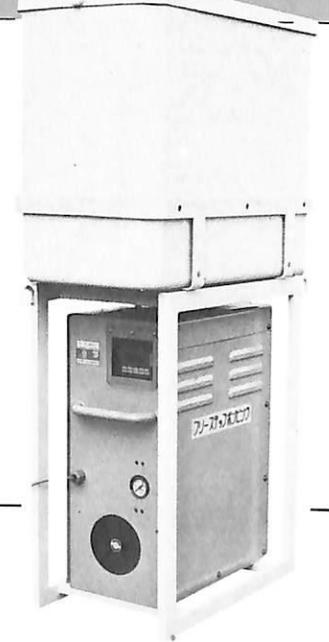
未来への流れをつくる技術のツルミ
株式会社 鶴見製作所

大阪本店 TEL (06) 911-2351代
〒538 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
東京本社 TEL (03) 3833-9765代
〒110 東京都台東区台東4-27-4 (アイテール第5ビル)

進化する給水ポンプ! フリーステップポンピングシリーズ

55mから160mまで水量自在
30Qから150Qまで使用水量で揚水する
高さを自動選定

〈特長〉
インバーター制御、常に正回転運転、故障しらずの自動運転
電源：100V、200V
機種：用途に応じて4機種あります。



残水を吸いとる 理想的ポンプ! ジェットスイープポンプシリーズ



重いポンプを移動せずホースを延長して使用する楽な作業

〈特長〉
強力な真空ポンプ、メンテナンスの楽な構造、静かな運転
電源：100V、200V
機種：用途に応じて3機種あります。



サンエー工業株式会社 機械装置部
本社 〒176 東京都練馬区羽沢3-39-1 ☎03-3557-2333 FAX.03-3557-2305

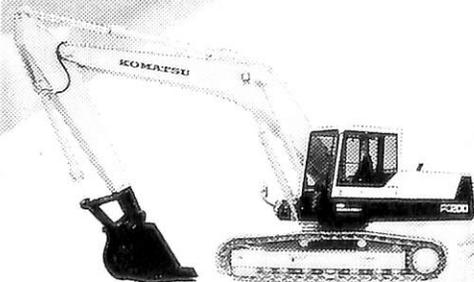
すべての「A = ^{アバンセ}avance」は無限の可能性を秘めている

avance



ヒトの領域へ。

私たちに向かってまっすぐに駆けてくるマシンがここに
ある。
ハートウォームとハイテクのジョイントは、人間味のある機械を生んだ。
無限の可能性を秘めて進化するヒューマニティン——アバンセ。
コマツは、アバンセを通じて、次の時代にエールを送る。



PC200 アバンセ

KOMATSU コマツ
営業本部

〒107 東京都港区赤坂2-3-6 ☎03(5561)2714

avance ESTRA

アバンセ エストラ

〈超低騒音仕様〉

avance PLUS

アバンセ プラスティン

〈ヘビーデューティ仕様〉